

平成 25 年度  
大阪市障がい者等基礎調査

✂ 大阪市福祉局・健康局



## <目次>

<b>1. 調査の概要</b>	
(1) 調査の目的	1
(2) 調査対象及び調査方法	1
(3) 調査数及び回収状況	3
(4) 現況データについて	3
(5) 現況データと回収状況の比較	12
(6) 報告書の見方	13
<b>2. 障がい者(児)基礎調査(本人用)</b>	
(1) 調査対象者の属性	15
(2) 障がい福祉に関するサービスについて	20
(3) 日常生活や社会参加について	25
(4) 住まいについて	30
(5) 相談先や情報の入手について	33
(6) 医療について	36
(7) 障がい者施策全般について	37
<b>3. 障がい者(児)基礎調査(家族用)</b>	
(1) 調査対象者の属性	41
(2) 介助の状況について	45
(3) 相談先や情報の入手について	49
(4) 障がい者施策全般について	52
<b>4. 障がい福祉サービス事業者等調査</b>	
(1) 居住系サービス実施事業者について	56
(2) 訪問系サービス・短期入所・日中活動系サービス実施事業者について	59
(3) 相談支援系サービス実施事業者について	62
(4) その他サービスについて	65
(5) 障がい者施策全般について	68
<b>5. 発達障がい者支援センター(エルムおおさか)利用者調査</b>	
(1) 調査対象者の属性	70
(2) 障がい福祉に関するサービスについて	75
(3) 日常生活や社会参加について	79
(4) 発達障がいのことについて	84
(5) 住まいについて	88

(6) 相談先や情報の入手について	92
(7) 医療について	95
(8) 障がい者施策全般について	96

## 6. 高次脳機能障がいに関する調査

(1) 調査対象者の属性	101
(2) 障がい福祉に関するサービスについて	105
(3) 日常生活や社会参加について	108
(4) 住まいについて	111
(5) 相談先や情報の入手について	113
(6) 医療・高次脳機能障がいについて	115
(7) 障がい者施策全般について	119

## 7. 障がい者(児)基礎調査(施設入所者用)

(1) 調査対象者の属性	123
(2) 施設とくらしのことについて	127
(3) 障がい者施策全般について	136

## 8. 障がい者(児)基礎調査(入所施設管理者用)

(1) 施設の概要	139
(2) 強度行動障がいのある方への支援について	142
(3) 加齢児の方への支援について	145
(4) 発達障がいのある方への支援について	147
(5) 医療的ケアの必要な方への支援について	150
(6) 日中の支援について	155
(7) 地域移行について	157
(8) 短期入所の利用状況について	161
(9) 障がい者施策全般について	163

## 9. 特定疾患患者調査

(1) 調査対象者の属性	164
(2) 病気について	170
(3) 保健や福祉のサービスについて	181
(4) 日常生活や社会参加について	190
(5) 住まいについて	195
(6) 相談先や情報の入手について	199
(7) 療養相談会について	205
(8) その他について	212

## 10. 小児慢性特定疾患児調査

(1) 調査対象者の属性	216
(2) 病気について	219
(3) 保健や福祉サービスについて	231
(4) お子さんの日常生活について	238
(5) 相談や情報の入手方法について	244
(6) その他について	250
参考資料(調査票)	254

### 【「障害」の「害」のひらがな表記の取り扱いについて】

大阪市においては、障がいのある方の思いを大切に、市民の障がい者理解を深めていくため、「害」の漢字をひらがなで表記しています。

※ただし、法令、条例、固有名詞等は漢字で表記しています。

## 1. 調査の概要

### (1) 調査目的

本市では、平成23年度に、障害者基本法に基づく障がいのある方に関わる施策の基本的方向性を定めた「障がい者計画」及び、障害者自立支援法に基づく必要な障がい福祉サービスが地域において計画的に提供できるよう、その見込量と確保のための方策を定めた「障がい福祉計画」を、「大阪市障がい者支援計画(平成24年度～平成29年度)・障がい福祉計画(平成24年度～平成26年度)」として一体的に策定した。

本調査は、障害者総合支援法の施行や障害者権利条約の締結などの国の動向を踏まえ、上記「大阪市障がい者支援計画」の中間見直し及び次期「障がい福祉計画」を策定するにあたっての基礎資料として、障がいのある方等の生活実態とニーズを把握するために実施するものであるが、今後の本市障がい者施策、難病施策の充実に向けて幅広く活用していくこととするものである。

### (2) 調査対象及び調査方法

#### ① 調査対象

調査票	調査票種別	対象者
障がい者(児)基礎調査票(本人用)	A1	平成25年12月1日現在の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳交付者及び自立支援医療(精神通院)の利用者から無作為で抽出した方。
障がい者(児)基礎調査票(家族用)	A2	上記調査票A1に同封した。
障がい福祉サービス事業者等調査票	B	平成25年10月1日現在の障がい福祉サービス事業者等(移動支援事業所、地域活動支援センターを含む)
発達障がい者支援センター(エルムおおさか)利用者アンケート	C	平成24年度中に大阪市発達障がい者支援センター(エルムおおさか)を利用した者の中から住所氏名の把握等が可能であった方。

高次脳機能障がいに関するアンケート	D	大阪市内の整形外科、リハビリテーション科、脳外科、脳神経外科、精神科、神経科、神経内科、心療内科を標榜している医療機関に平成26年1月6日から16日までの間に入院または通院された方で当該医療機関医師が高次脳機能障がい(疑い含む)であると判断した方
障がい者(児)基礎調査票(施設入所者)	E1	施設入所前の住所が大阪市内であり、平成25年12月1日現在入所されている方(悉皆調査)
障がい者(児)基礎調査票(入所施設管理者)	E2	施設入所前の住所が大阪市内であった方が入所している施設(調査票E1に同封)
特定疾患基礎調査票	F	平成25年11月1日現在の特定疾患医療受給者から無作為抽出した方
小児慢性特定疾患児基礎調査票	G	平成25年11月1日現在の小児慢性特定疾患医療受給者から無作為抽出した方

② 調査期間

平成26年1月6日に調査票を発送、平成26年1月24日を回答締め切りとした。

③ 調査実施方法

調査は、郵送留置郵送回収法(郵送により調査票を発送、返信用封筒による郵送により調査票を回収)により実施した。

回答は無記名とし、対象者本人による回答を原則としたが、困難な場合は家族等による代理記入にて回答を得た。

また本人調査とともに、家族、事業者、管理者への調査も実施した。

### (3) 調査数及び回収状況

図表 1 調査数及び回収状況

調査票	発送数	有効回収数	有効回収率
障がい者(児)基礎調査票(本人用)	16,004	6,372	39.8%
障がい者(児)基礎調査票(家族用)	16,004	5,178	32.4%
障がい福祉サービス事業者等調査票	2,438	1,235	50.7%
発達障がい者支援センター利用者アンケート	210	98	46.7%
高次脳機能障がいに関するアンケート	1,231	69	5.6%
障がい者(児)基礎調査票(施設入所者用)	1,636	1,149	70.2%
障がい者(児)基礎調査票(入所施設管理者用)	164	101	61.6%
特定疾患基礎調査票	615	318	51.7%
小児慢性特定疾患児基礎調査票	650	291	44.8%
合計	38,952	14,811	38.0%

※ 有効回収数は全回収数のうち、無回答(白紙)の調査票を除いたものを、有効回収数とした。(全問に対して一つでも回答がある場合は、有効回収数とする)

### (4) 現状データについて

#### ① 身体障がい者(児)【調査票A1関係】

身体障がい者手帳所持者数の障がい種別による構成を見ると、全体数は 134,233 人、そのうち、肢体不自由が 74,245 人(55.3%)最も多く、次に内部障がい(35,580 人(26.5%))で続き、年齢による構成を見ると、18 以上が 132,292 人(98.6%)、18 未満が 1,941 人(1.4%)である。

また、等級別による構成を見ると、1 級及び 2 級が大半(45.1%)を占める。

図表 2 身体障がい者手帳所持者数(平成 25 年 3 月 31 日現在)

	身体障がい者手帳所持者数		
	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	130	10,550	10,680
聴覚障がい	324	11,480	11,804
音声・言語機能障がい	19	1,905	1,924
肢体不自由	1,130	73,115	74,245
内部障がい	338	35,242	35,580
合計	1,941	132,292	134,233

(構成比)

	身体障がい者手帳所持者数		
	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	0.1%	7.9%	8.0%
聴覚障がい	0.2%	8.6%	8.8%
音声・言語機能障がい	0.0%	1.4%	1.4%
肢体不自由	0.8%	54.5%	55.3%
内部障がい	0.3%	26.3%	26.5%
合計	1.4%	98.6%	100%

図表 3 身体障がい者手帳所持者数(平成 25 年 3 月 31 日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	3,582	2,823	897	809	1,483	1,086	10,680
聴覚障がい	1,310	2,554	1,229	2,433	59	4,219	11,804
音声・言語機能障がい	49	126	1,213	534	1	1	1,924
肢体不自由	13,551	14,711	14,864	20,906	6,686	3,527	74,245
内部障がい	21,004	907	5,159	8,506	4	0	35,580
合計	39,496	21,121	23,362	33,188	8,233	8,833	134,233

(構成比)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	2.7%	2.1%	0.7%	0.6%	1.1%	0.8%	8.0%
聴覚障がい	1.0%	1.9%	0.9%	1.8%	0.0%	3.1%	8.8%
音声・言語機能障がい	0.0%	0.1%	0.9%	0.4%	0.0%	0.0%	1.4%
肢体不自由	10.1%	11.0%	11.1%	15.6%	5.0%	2.6%	55.3%
内部障がい	15.6%	0.7%	3.8%	6.3%	0.0%	0.0%	26.5%
合計	29.4%	15.7%	17.4%	24.7%	6.1%	6.6%	100%

② 知的障がい者(児)【調査票A1関係】

療育手帳所持者数の全体は 20,552 人、そのうち、程度別による構成を見ると、Aが 8,835 人(43.0%)で最も多く、年齢別による構成を見ると、18 歳未満が 6,481 人(31.5%)、18 歳以上が 14,071 人(68.5%)である。

図表 4 療育手帳交付者数(平成 25 年 3 月 31 日現在)

程度	療育手帳所持者数		
	18歳未満	18歳以上	計
A	1,813	7,022	8,835
B1	1,217	4,398	5,615
B2	3,451	2,651	6,102
合計	6,481	14,071	20,552

(構成比)

程度	療育手帳所持者数		
	18歳未満	18歳以上	計
A	8.8%	34.2%	43.0%
B1	5.9%	21.4%	27.3%
B2	16.8%	12.9%	29.7%
合計	31.5%	68.5%	100%

③ 精神障がい者(児)【調査票A1関係】

精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、全体は 23,396 人であり、1級が 2,722 人(11.6%)、2級が 14,313 人(61.2%)、3級が 6,361 人(27.2%)となっている。

図表 5 精神障がい者保健福祉手帳所持者数(平成 25 年 3 月 31 日現在)

等級	精神障がい者保健福祉手帳所持者数
1級	2,722
2級	14,313
3級	6,361
合計	23,396

(構成比)

等級	精神障がい者保健福祉手帳所持者数
1級	11.6%
2級	61.2%
3級	27.2%
合計	100%

④ 自立支援医療(精神通院)【調査票A1関係】

自立支援医療(精神通院)全体の受給者及び年齢層による構成を見ると、自立支援医療受給者の全体は 46,918 人、そのうち、40 歳～49 歳が 11,905 人(25.4%)で最も多く、50 歳～59 歳が 8,092 人(17.2%)、60 歳～69 歳が 7,135 人(15.2%)と続く。

図表 6 自立支援医療(精神通院)受給者数(平成 25 年 3 月 31 日現在)

年齢	自立支援医療(精神通院)受給者数
19歳以下	1,648
20～29歳	4,532
30～39歳	9,354
40～49歳	11,905
50～59歳	8,092
60～69歳	7,135
70歳以上	4,252
合計	46,918

(構成比)

年齢	自立支援医療(精神通院)受給者数
19歳以下	3.5%
20～29歳	9.7%
30～39歳	19.9%
40～49歳	25.4%
50～59歳	17.2%
60～69歳	15.2%
70歳以上	9.1%
合計	100%

⑤ 障がい福祉サービス事業所【調査票B関係】

大阪市内にある指定障がい福祉サービス事業所等については、訪問系サービスが 4,614 力所で最も多く、次に短期入所・日中活動系サービスが 514 力所で続く。また、平成 24 年 5 月 1 日から全体事業所数が 955 件増加している。

図表 7 指定障がい福祉サービス事業所等事業所数

サービス名		事業所数	
		平成24年5月1日	平成25年4月1日
訪問系サービス	居宅介護	1,162	1,291
	重度訪問介護	1,131	1,252
	同行援護	496	650
	行動援護	31	41
	移動支援	995	1,378
	重度障がい者等包括支援	2	2
短期入所・日中活動系サービス	短期入所	44	55
	生活介護	155	166
	自立訓練(機能訓練)	3	3
	自立訓練(生活訓練)	11	14
	自立訓練(宿泊型)	5	5
	就労移行支援	39	48
	就労継続支援(A型)	7	18
	就労継続支援(B型)	120	134
	地域生活支援センター(生活支援型)	9	9
	地域生活支援センター(A型)	56	53
地域生活支援センター(B型)	12	9	
居住系サービス	療養介護	4	4
	施設入所支援	26	26
	共同生活介護	93	107
	共同生活援助	64	72
相談系サービス	地域移行支援	80	86
	地域定着支援	79	86
	計画相談支援	67	96
障がい児サービス	児童発達支援センター	75	80
	医療型児童発達支援	3	3
	放課後等デイサービス	72	104
	保育所等訪問支援	10	13
	障がい児入所支援	11	11
	障がい児相談支援	42	61
合計		4,904	5,877

⑥ 障がい者(児)施設入所者【調査票E1関係】

障がい者(児)施設入所者のうち、大阪市内が<sup>※</sup>1,043人(58.4%)、大阪府内(大阪市以外)が<sup>※</sup>498人(27.9%)、大阪府外が<sup>※</sup>244人(13.7%)である。

図表8 障がい者(児)施設入所者数(平成25年4月1日現在)

	施設入所者数		
	障がい者	障がい児	計
大阪市内	855	188	1,043
大阪府内(大阪市以外)	453	45	498
大阪府外	230	14	244
計	1,538	247	1,785

(構成比)

	施設入所者数		
	障がい者	障がい児	計
大阪市内	47.9%	10.5%	58.4%
大阪府内(大阪市以外)	25.4%	2.5%	27.9%
大阪府外	12.9%	0.8%	13.7%
合計	86.2%	13.8%	100%

⑦ 特定疾患受給者証交付者【調査票F関係】

特定疾患受給者全体の疾患群別については、潰瘍性大腸炎が 2,784 人で最も多く、次にパーキンソン病関連疾患が 2,103 人で続く。

図表 9 特定疾患受給者証交付者数(平成 25 年 3 月 31 日現在)

番号	疾患名	交付者数	番号	疾患名	交付者数
1	ベーチェット病	343	30	広範脊柱管狭窄症	144
2	多発性硬化症	348	31	原発性胆汁性肝硬変	339
3	重症筋無力症	371	32	重症急性膵炎	21
4	全身性エリテマトーデス	1,224	33	特発性大腿骨頭壊死症	338
5	スモン	39	34	混合性結合組織病	209
6	再生不良性貧血	271	35	原発性免疫不全症候群	21
7	サルコイドーシス	351	36	特発性間質性肺炎	125
8	筋萎縮性側索硬化症	130	37	網膜色素変性症	644
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	892	38	プリオン病	4
10	特発性血小板減少性紫斑病	536	39	肺動脈性肺高血圧症	30
11	結節性動脈周囲炎	225	40	神経線維腫症	77
12	潰瘍性大腸炎	2,784	41	亜急性硬化性全脳炎	2
13	大動脈炎症候群	122	42	パッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	2
14	ビュルガー病	163	43	慢性血栓寒栓性肺高血圧症	41
15	天疱瘡	95	44	ライソゾーム病	17
16	脊髄小脳変性症	433	45	副腎白質ジストロフィー	6
17	クローン病	742	46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	4
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	4	47	脊髄性筋萎縮症	9
19	悪性関節リウマチ	103	48	球脊髄性筋萎縮症	14
20	パーキンソン病関連疾患	2,103	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	68
21	アミロイドーシス	25	50	肥大型心筋症	31
22	後縦靭帯骨化症	585	51	拘束型心筋症	0
23	ハンチントン病	9	52	ミトコンドリア病	23
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	292	53	リンパ脈管筋腫症(LAM)	18
25	ウェゲナー肉芽腫症	30	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	602	55	黄色靭帯骨化症	22
27	多系統萎縮症	189	56	間脳下垂体機能障がい	376
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	8	合計		15,630
29	膿疱性乾癬	26			

⑧ 小児慢性特定疾患医療給付【調査票G関係】

小児慢性特定疾患医療給付者数については、内分泌疾患が 732 人で最も多く、次に慢性心疾患が 377 人で続く。

図表 10 小児慢性特定疾患医療給付者数(平成 25 年 3 月 31 日現在)

疾患名	入院	通院	計
悪性新生物	126	143	269
慢性腎疾患	53	134	187
慢性呼吸器疾患	54	37	91
慢性心疾患	114	263	377
内分泌疾患	29	703	732
膠原病	25	36	61
糖尿病	32	89	121
先天性代謝異常	35	91	126
血友病等血液・免疫疾患	16	56	72
神経・筋疾患	58	84	142
慢性消化器疾患	19	29	48
水頭症	19	47	66
計	580	1,712	2,292

⑨ 障がい程度区分認定

障がい程度区分認定者数については、全体 17,088 人のうち、区分3が 4,383 人(25.6%)で最も多い。

図表 11 障がい程度区分認定者数(平成 25 年 4 月現在)

程度区分	障がい程度区分認定者数
区分1	943
区分2	3,238
区分3	4,383
区分4	3,002
区分5	2,243
区分6	3,279
合計	17,088

(構成比)

程度区分	障がい程度区分認定者数
区分1	5.5%
区分2	18.9%
区分3	25.6%
区分4	17.6%
区分5	13.1%
区分6	19.2%
合計	100%

(5) 現況データと回収状況の比較

① 障がい者(児)基礎調査(本人用) A1

単純に集計した場合、母集団比率と異なるサンプル構成となるため、回収サンプルを母集団の構成に近づけるため、集計数の補正を行っている。

補正にあたっては、「年齢」【問 1(3)】、「障がい者手帳の種類・等級」【問 1(5)】、「障がいの種類(部位)」【問 1(6)】を補正項目として、下表の補正値を集計数に乗じている。尚、「障がい者手帳の種類・等級」、「障がいの種類(部位)」は、複数回答(MA)であるため、回答が重複している場合においては、下表の優先順位に基づき優先順位の高い属性に回収サンプルをカウントしている。

また、補正項目に無回答があった回答者は、サンプルから除外して集計を実施している。

障がい者(児)基礎調査(本人用) A1 補正係数

対象者属性		参照分布		回収サンプル			補正値	補正後サンプル	
		n	%	n	%	優先順位		n	%
身体障がい者 視覚	18歳未満	132	0.1	37	0.6	3	<b>0.146</b>	5	0.1
	18歳～64歳	2,339	1.6	227	3.8	15	<b>0.422</b>	96	1.6
	65歳以上	4,611	3.1	276	4.6	19	<b>0.684</b>	189	3.1
身体障がい者 聴覚・平衡機能	18歳未満	322	0.2	75	1.2	5	<b>0.176</b>	13	0.2
	18歳～64歳	2,095	1.4	229	3.8	13	<b>0.374</b>	86	1.4
	65歳以上	6,932	4.7	277	4.6	21	<b>1.024</b>	284	4.7
身体障がい者 音声・言語	18歳未満	31	0.0	44	0.7	1	<b>0.029</b>	1	0.0
	18歳～64歳	1,229	0.8	187	3.1	10	<b>0.269</b>	50	0.8
	65歳以上	1,301	0.9	255	4.2	11	<b>0.209</b>	53	0.9
身体障がい者 肢体	18歳未満	1,107	0.8	237	3.9	8	<b>0.191</b>	45	0.8
	18歳～64歳	16,339	11.1	201	3.3	25	<b>3.326</b>	669	11.1
	65歳以上	36,898	25.0	257	4.3	27	<b>5.875</b>	1,510	25.0
身体障がい者 内部	18歳未満	347	0.2	111	1.8	6	<b>0.128</b>	14	0.2
	18歳～64歳	8,718	5.9	288	4.8	23	<b>1.239</b>	357	5.9
	65歳以上	20,826	14.1	346	5.7	26	<b>2.463</b>	852	14.1
療育手帳 A	18歳未満	1,693	1.1	240	4.0	12	<b>0.289</b>	69	1.1
	18歳以上	6,691	4.5	401	6.6	20	<b>0.683</b>	274	4.5
療育手帳 B1	18歳未満	1,165	0.8	247	4.1	8	<b>0.193</b>	48	0.8
	18歳以上	4,239	2.9	262	4.3	18	<b>0.662</b>	173	2.9
療育手帳 B2	18歳未満	3,161	2.1	228	3.8	17	<b>0.567</b>	129	2.1
	18歳以上	2,180	1.5	267	4.4	14	<b>0.334</b>	89	1.5
精神障がい者 1級	18歳未満	65	0.0	19	0.3	2	<b>0.140</b>	3	0.0
	18歳以上	2,719	1.8	358	5.9	16	<b>0.311</b>	111	1.8
精神障がい者 2級	18歳未満	423	0.3	126	2.1	7	<b>0.137</b>	17	0.3
	18歳以上	14,208	9.6	343	5.7	24	<b>1.695</b>	581	9.6
精神障がい者 3級	18歳未満	135	0.1	41	0.7	4	<b>0.135</b>	6	0.1
	18歳以上	6,942	4.7	338	5.6	22	<b>0.840</b>	284	4.7
自立支援医療(精神通院)		564	0.4	115	1.9	重複なし	<b>0.201</b>	23	0.4
全体		147,412	100.0	6,032	100.0			6,032	100.0

※参照分布の数値は、平成 25 年 12 月 1 日現在

## ② 障がい者(児)基礎調査(家族用) A2

単純に集計した場合、母集団比率と異なるサンプル構成となるため、回収サンプルを母集団の構成に近づけるため、集計数の補正を行っている。

補正にあたっては、「障がい者手帳の種類・等級」【問1(8)】、「障がいの種類(部位)」【問1(9)】を補正項目として、下表の補正値を集計数に乗じている。尚、「障がい者手帳の種類・等級」、「障がいの種類(部位)」は、複数回答(MA)であるため、回答が重複している場合においては、下表の優先順位に基づき優先順位の高い属性に回収サンプルをカウントしている。

また、補正項目に無回答があった回答者は、サンプルから除外して集計を実施している。

### 障がい者(児)基礎調査(家族用) A2 補正係数

対象者属性	参照分布		回収サンプル			補正値	補正後サンプル	
	n	%	n	%	優先順位		n	%
身体障がい者 視覚	7,082	4.8	376	7.7	6	<b>0.622</b>	234	4.8
身体障がい者 聴覚・平衡機能	9,349	6.3	367	7.5	8	<b>0.841</b>	309	6.3
身体障がい者 音声・言語	2,561	1.7	369	7.6	1	<b>0.229</b>	85	1.7
身体障がい者 肢体	54,344	36.9	384	7.9	11	<b>4.672</b>	1794	36.9
身体障がい者 内部	29,891	20.3	509	10.5	10	<b>1.938</b>	987	20.3
療育手帳 A	8,384	5.7	862	17.7	7	<b>0.321</b>	277	5.7
療育手帳 B1	5,404	3.7	502	10.3	4	<b>0.355</b>	178	3.7
療育手帳 B2	5,341	3.6	500	10.3	3	<b>0.353</b>	176	3.6
精神障がい者 1級	2,784	1.9	327	6.7	2	<b>0.281</b>	92	1.9
精神障がい者 2級	14,631	9.9	338	6.9	9	<b>1.429</b>	483	9.9
精神障がい者 3級	7,077	4.8	229	4.7	5	<b>1.020</b>	234	4.8
自立支援医療(精神通院)	564	0.4	103	2.1	重複なし	<b>0.181</b>	19	0.4
全体	147,412	100.0	4866	100.0			4866	100.0

※参照分布の数値は、平成 25 年 12 月 1 日現在

## (6) 報告書の見方

- ・回答比率(%)は、各設問の回答者数(N)を母数とした百分率で示し、小数点第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計が100.0%にならない場合もある。
- ・コメント及び図表の「SA」という表記は単一回答(Single Answer の略)、また、「MA」という表記は複数回答(Multiple Answer の略)の意味である。
- ・紙面の都合上、一部、回答選択肢の名称を簡略化して表記している場合がある。

# 調查結果

## 2. 障がい者(児)基礎調査(本人用) 調査結果

### (1) 調査対象者の属性

#### ① 居住地

図表 問1(1) 居住区(SA)

(N=6032)

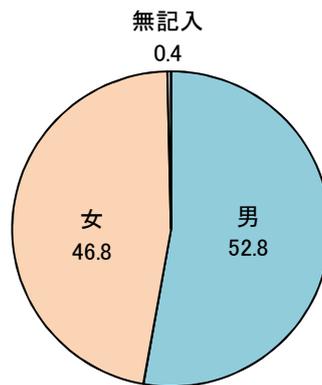
北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区	無記入
3.3	3.3	2.6	2.8	1.9	1.9	3.5	2.7	1.7	1.9	3.1	6.2	6.8	2.7	5.3	3.7	5.4	4.3	3.6	5.3	6.8	5.5	9.5	5.6	0.6

注) 数値は回収数を100とした%

#### ② 性別

図表 問1(2) 性別(SA)

(N=6032)



注) 数値は回収数を100とした%

#### ③ 年齢

図表 問1(3) 年齢(SA)

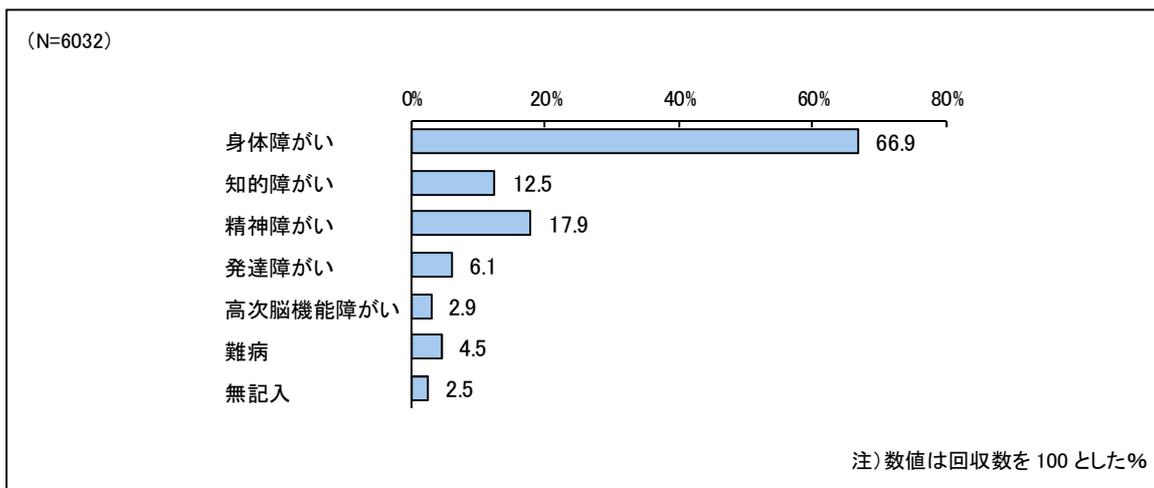
(N=6032)



注) 数値は回収数を100とした%

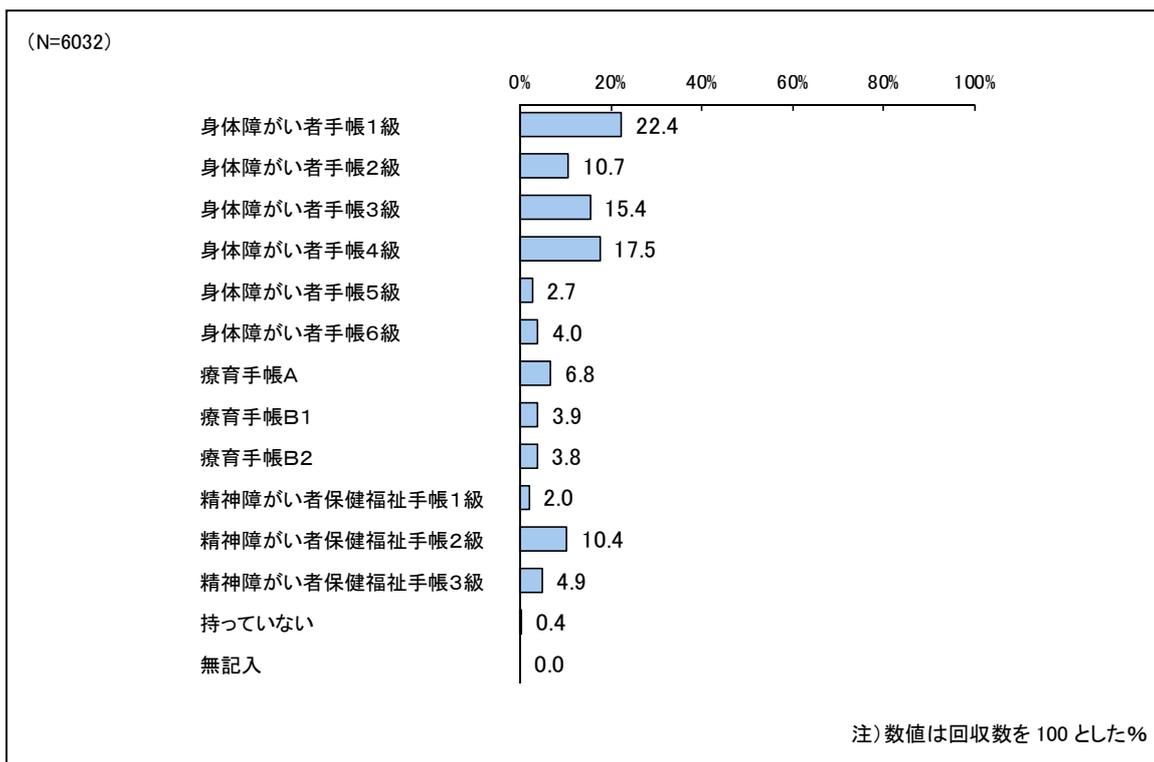
#### ④ 障がいの種類

図表 問1(4) 障がいの種類(MA)



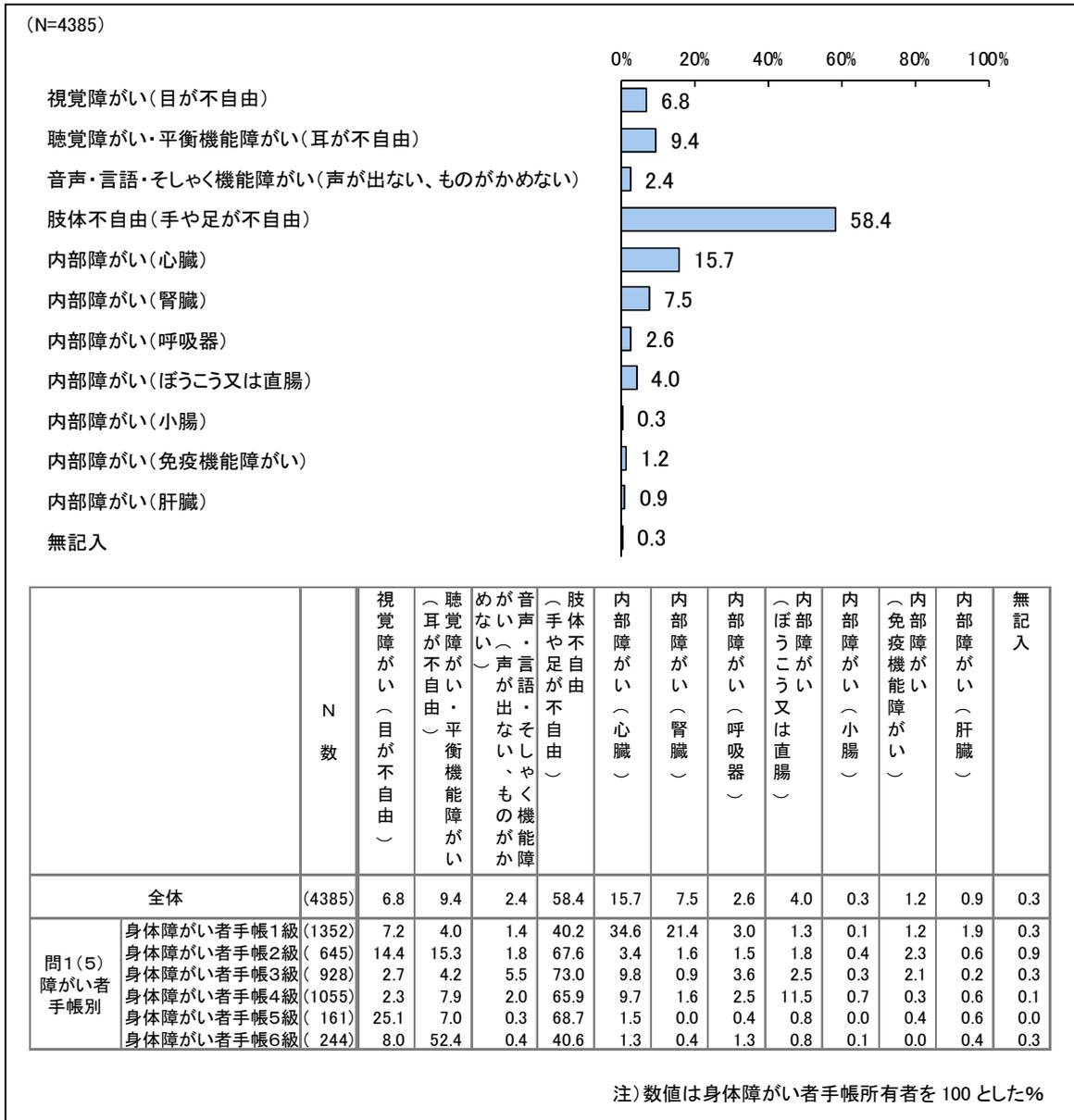
#### ⑤ 障がい者手帳の種類・等級

図表 問1(5) 障がい者手帳の種類・等級(MA)



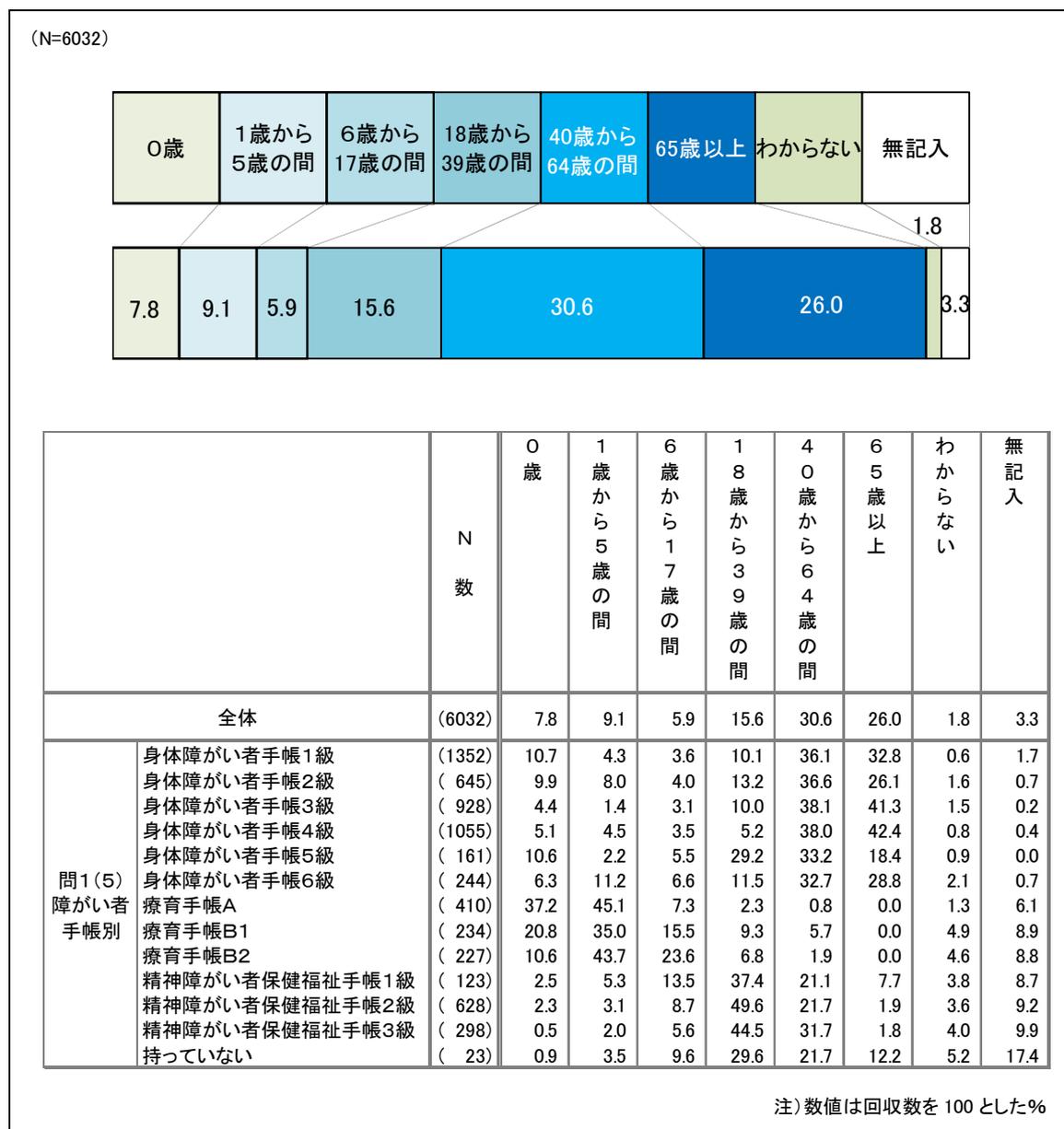
⑥ 障がいの種類(部位)

図表 問1(6) 障がいの種類(部位)(MA)



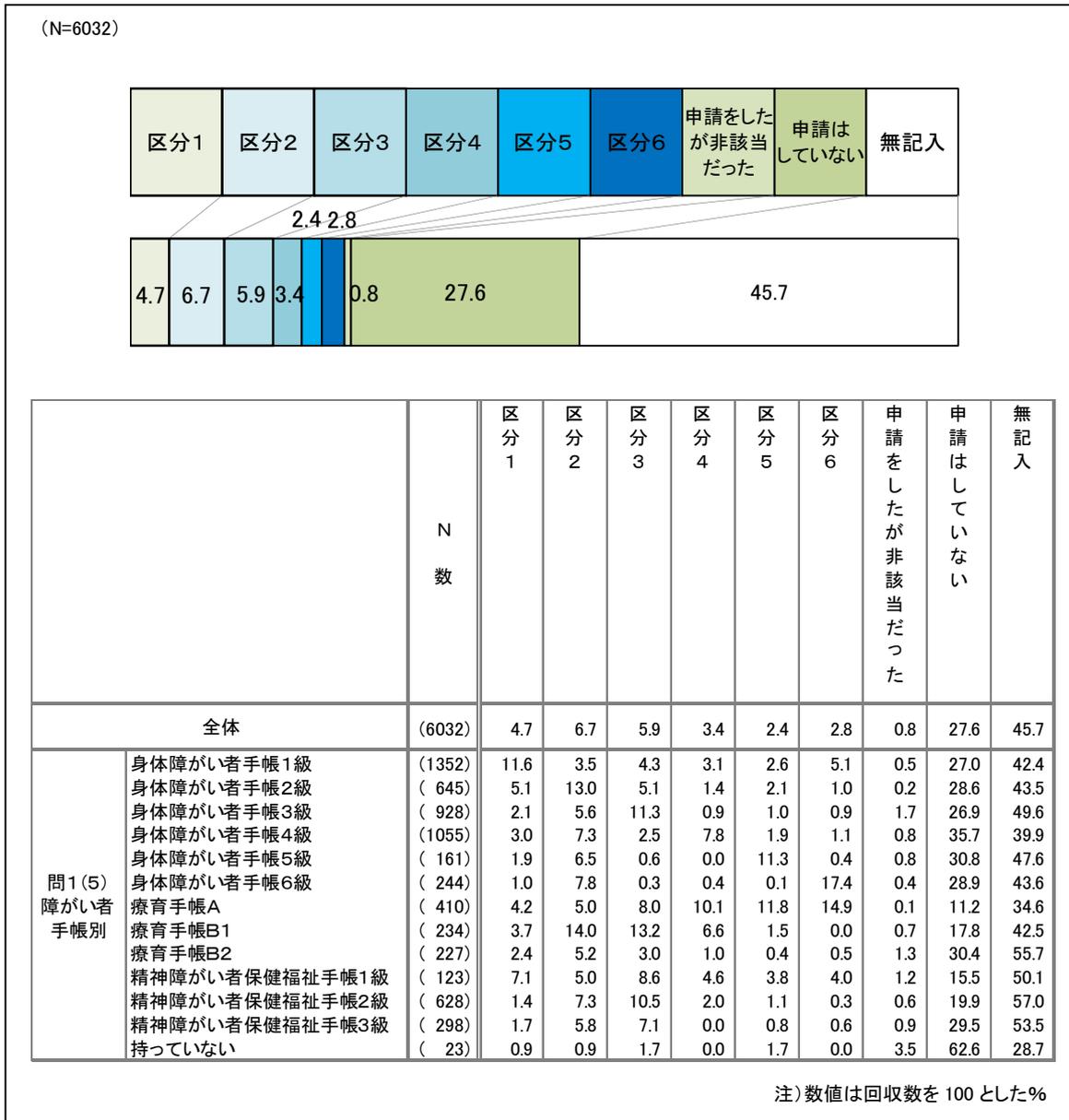
⑦ 障がいが発生した時期

図表 問1(7) 障がいが発生した時期(SA)



⑧ 障がい程度区分

図表 問1(8) 障がい程度区分(SA)

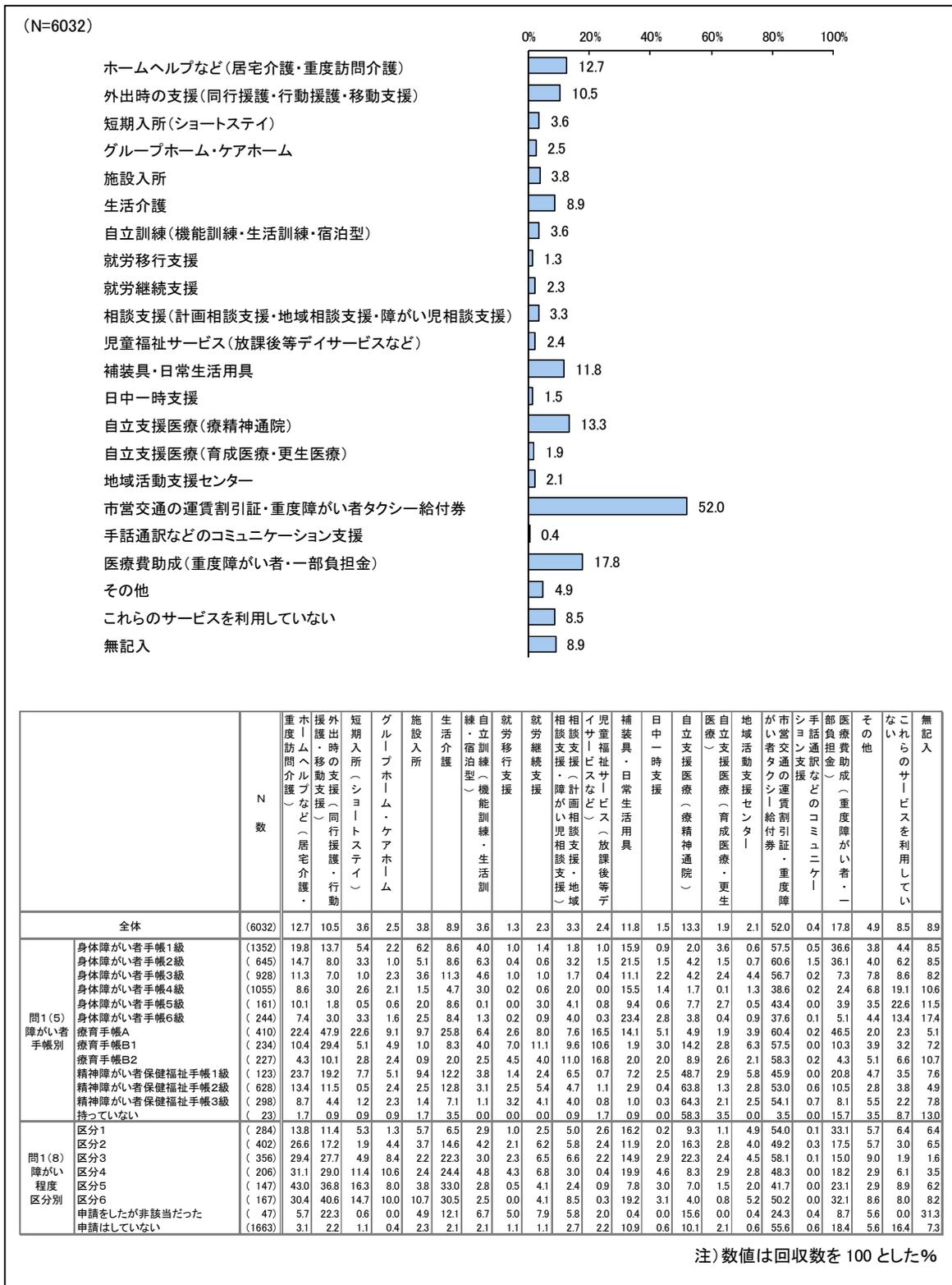


## (2) 障がい福祉に関するサービスについて

### ① 利用している障がい福祉サービス

「市営交通の運賃割引証・重度障がい者タクシー給付券」(52.0%)が最も多い。自立支援給付のうち「ホームヘルプなど」(12.7%)、「外出時の支援」(10.5%)の訪問系サービスが最も多い。

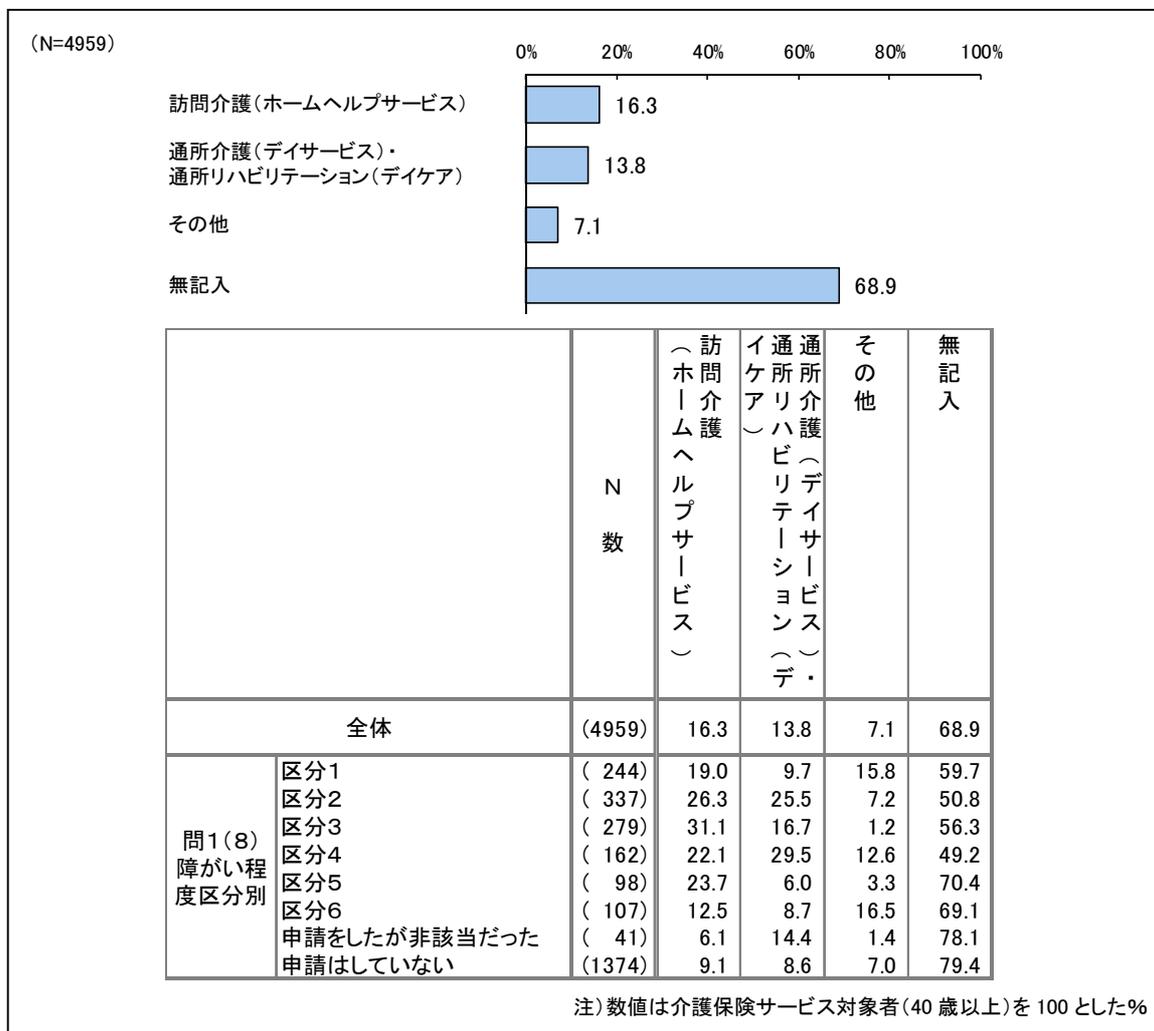
図表 問2(1) 利用している障がい福祉サービス(MA)



## ② 利用している介護保険サービス

「訪問介護(ホームヘルプサービス)」(16.3%)が最も多く、次いで、「通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)」(13.8%)が多い。

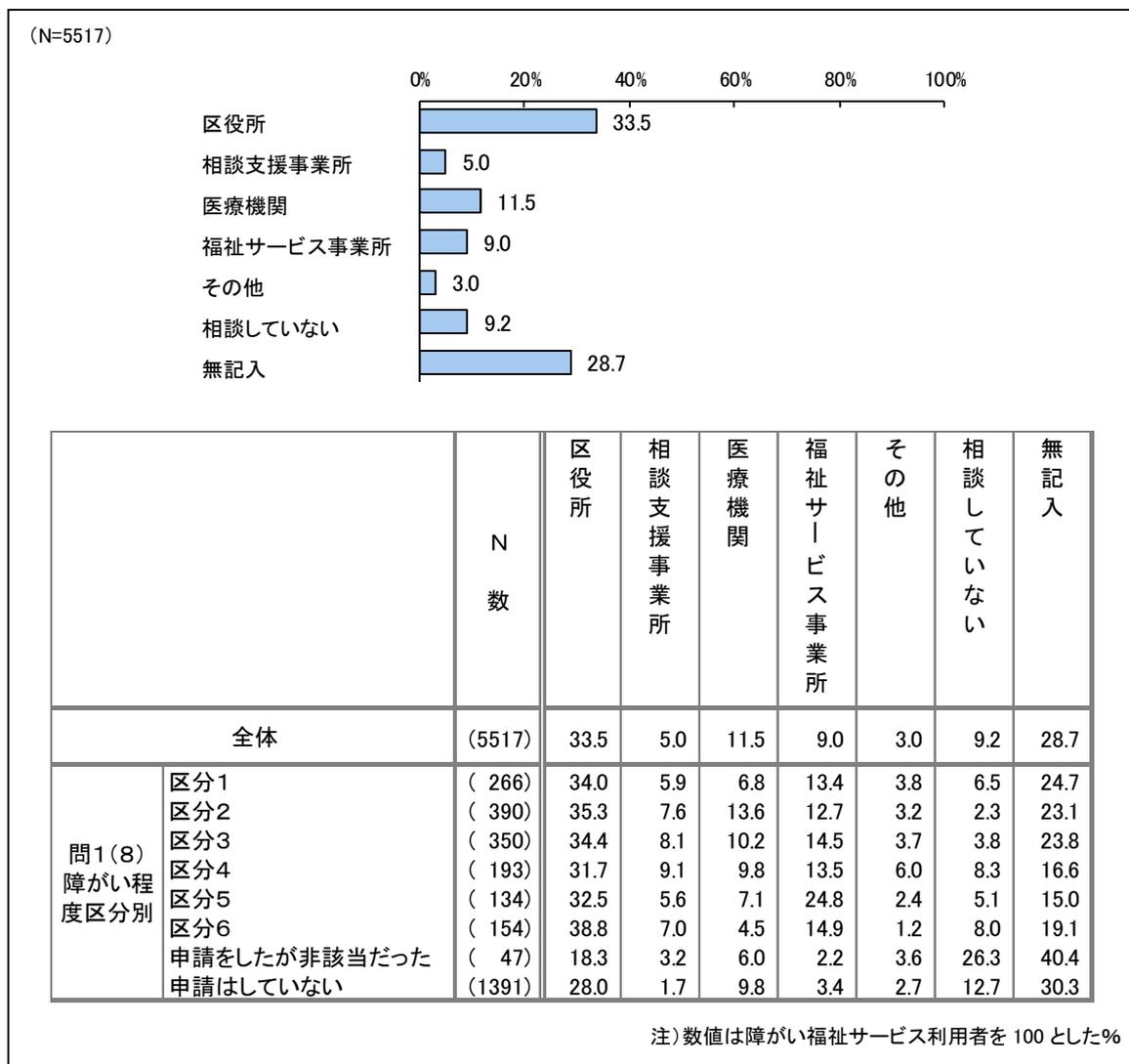
図表 問2(2) 利用している介護保険サービス(MA)



### ③ 障がい福祉に関するサービス利用にあたっての主な相談先

「区役所」(33.5%)が最も多く、次いで、「医療機関」(11.5%)、「福祉サービス事業所」(9.0%)が多い。

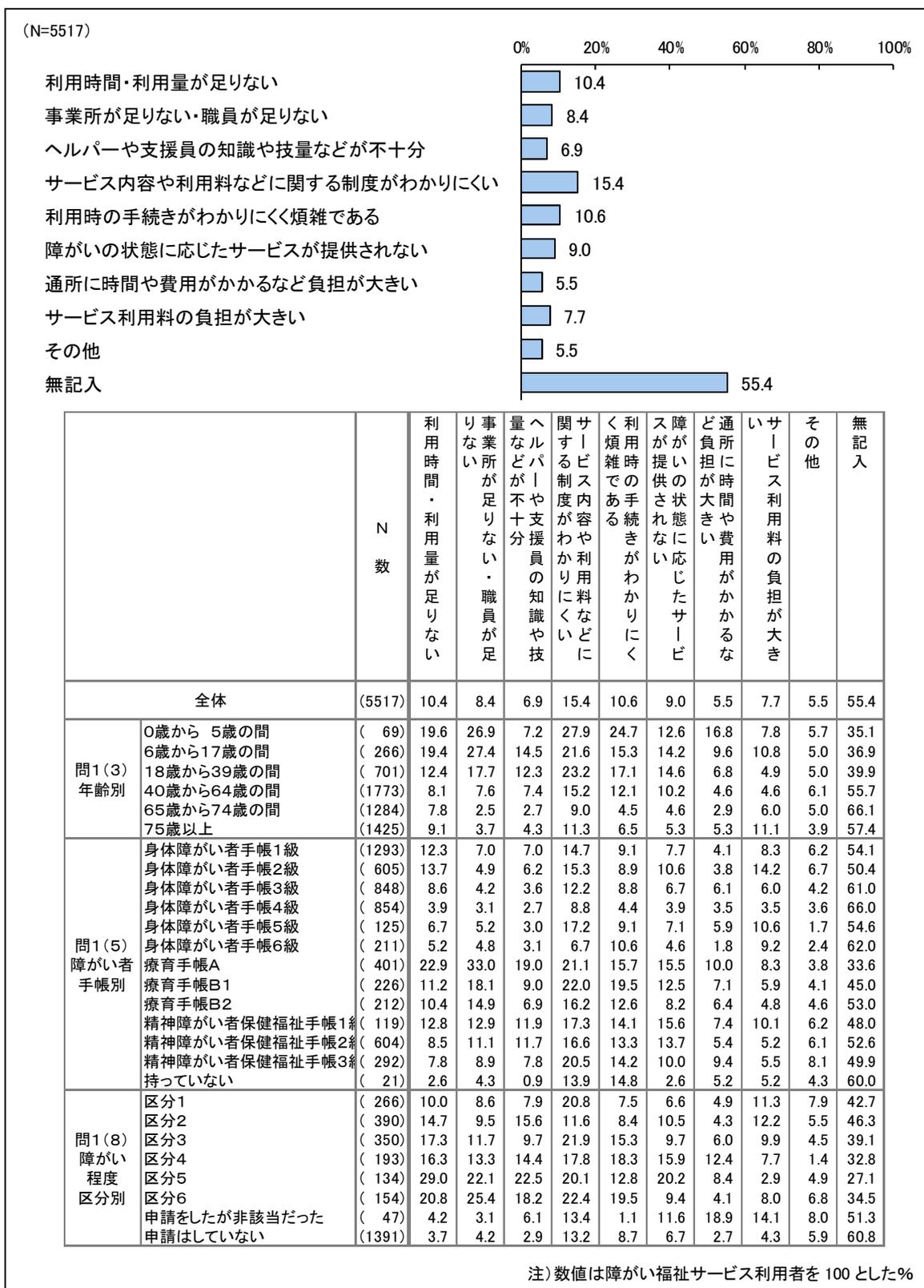
図表 問2(3) 障がい福祉に関するサービス利用にあたっての主な相談先(MA)



#### ④ 障がい福祉に関するサービスを利用しているの問題点

「サービス内容や利用料などに関する制度がわかりにくい」(15.4%)が最も多く、次いで、「利用時の手続きがわかりにくく煩雑である」(10.6%)と分かりにくさが上位となっている。以下、「利用時間・利用量が足りない」(10.4%)、「障がいの状態に応じたサービスが提供されない」(9.0%)と続く。

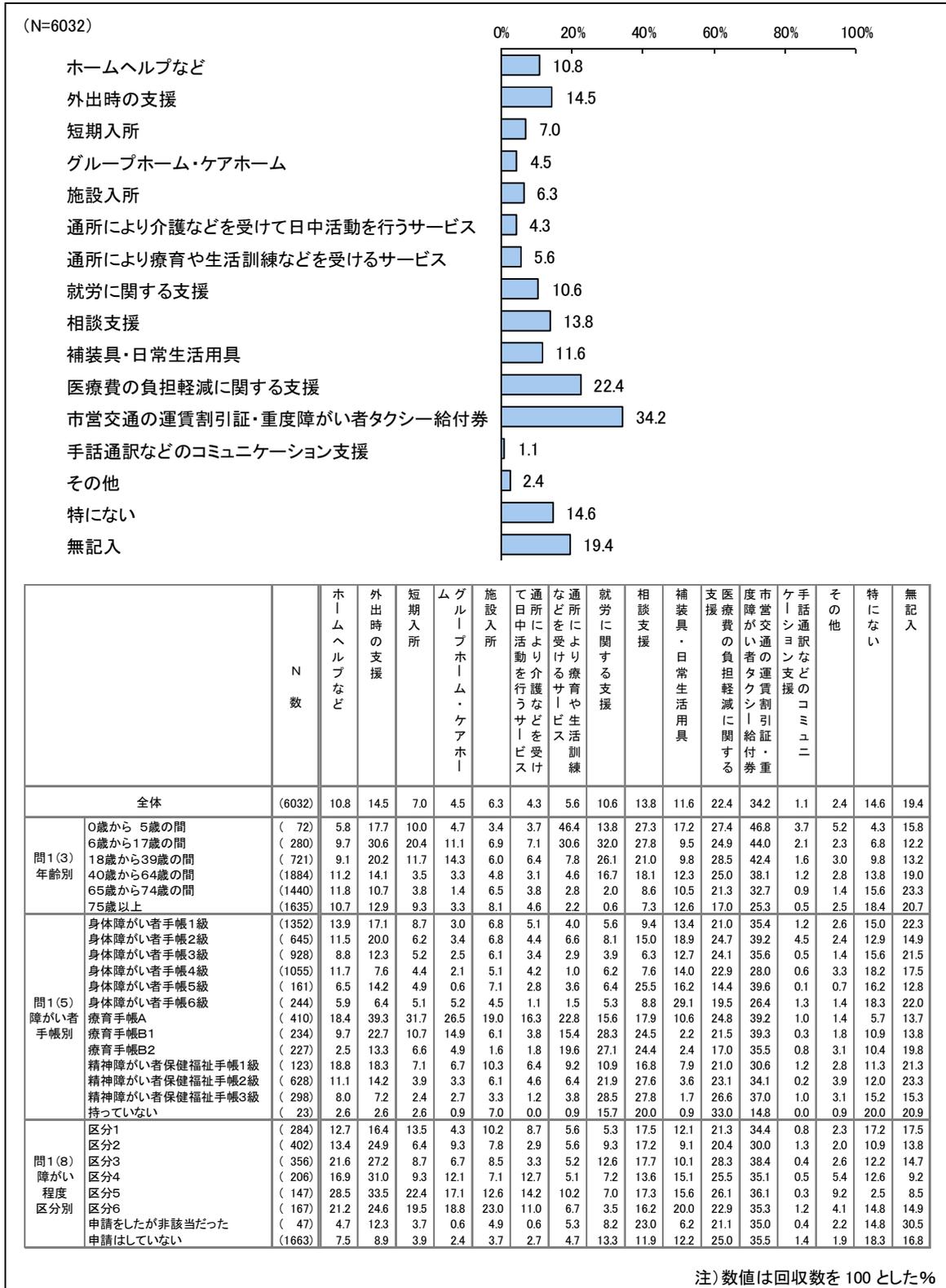
図表 問2(4) 障がい福祉に関するサービスを利用しているの問題点(MA)



⑤ 今後利用したいと思う障がい福祉サービス

「市営交通の運賃割引証・重度障がい者タクシー給付券」(34.2%)が最も多く、次いで、「医療費の負担軽減に関する支援」(22.4%)、「外出時の支援」(14.5%)が多い。

図表 問2(5) 今後利用したいと思う障がい福祉サービス(MA)

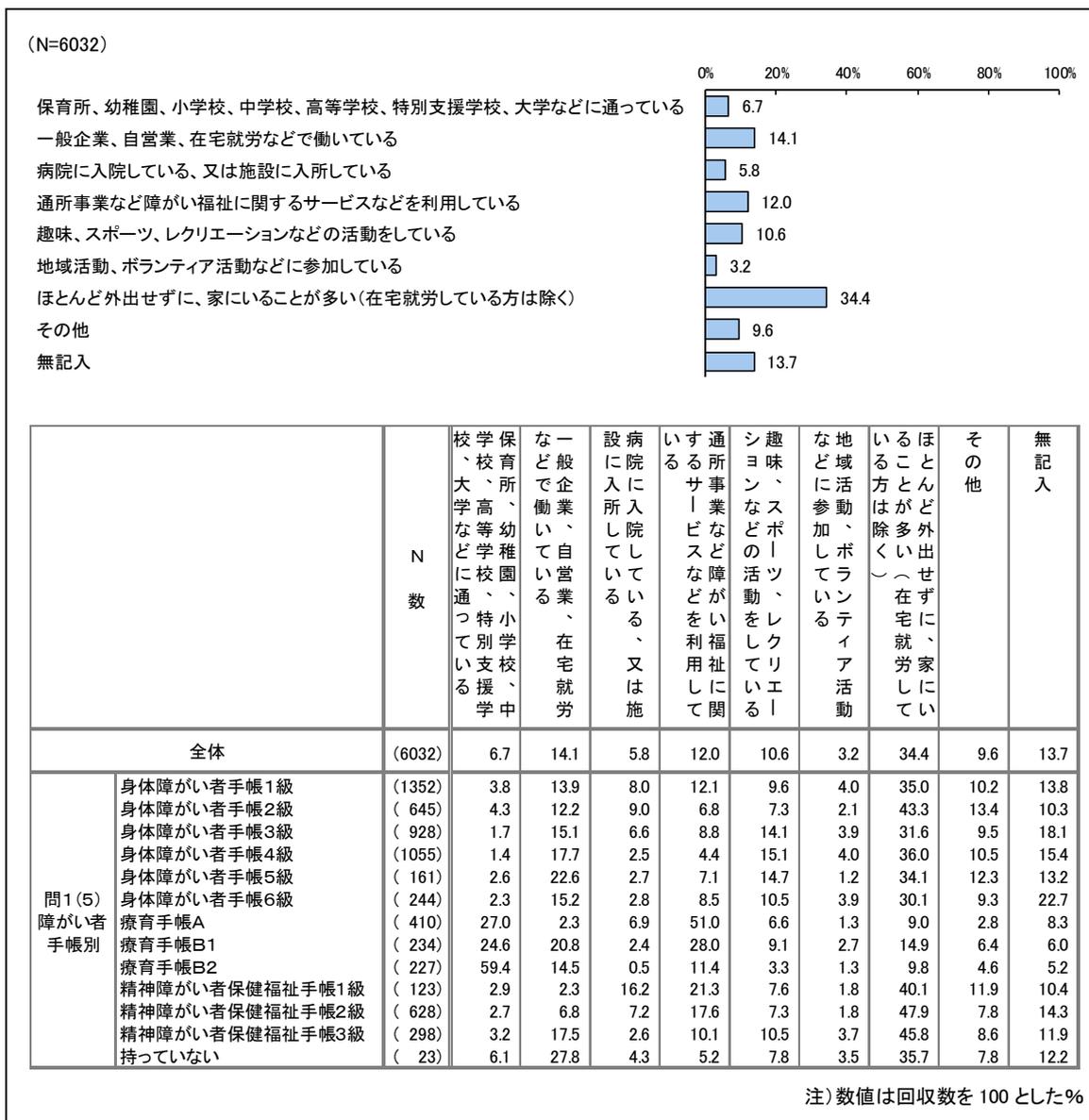


### (3) 日常生活や社会参加について

#### ① 日中の主な活動

「保育所、幼稚園、学校などに通っている」(6.7%)、「働いている」(14.1%)、「通所事業など障がい福祉サービスを利用している」(12.0%)と回答の方が3割以上。その他の活動で「趣味・スポーツ・レクリエーションなどの活動をしている」(10.6%)も多い。一方で、「ほとんど外出せずに、家にいることが多い」(34.4%)と回答した方も多い。

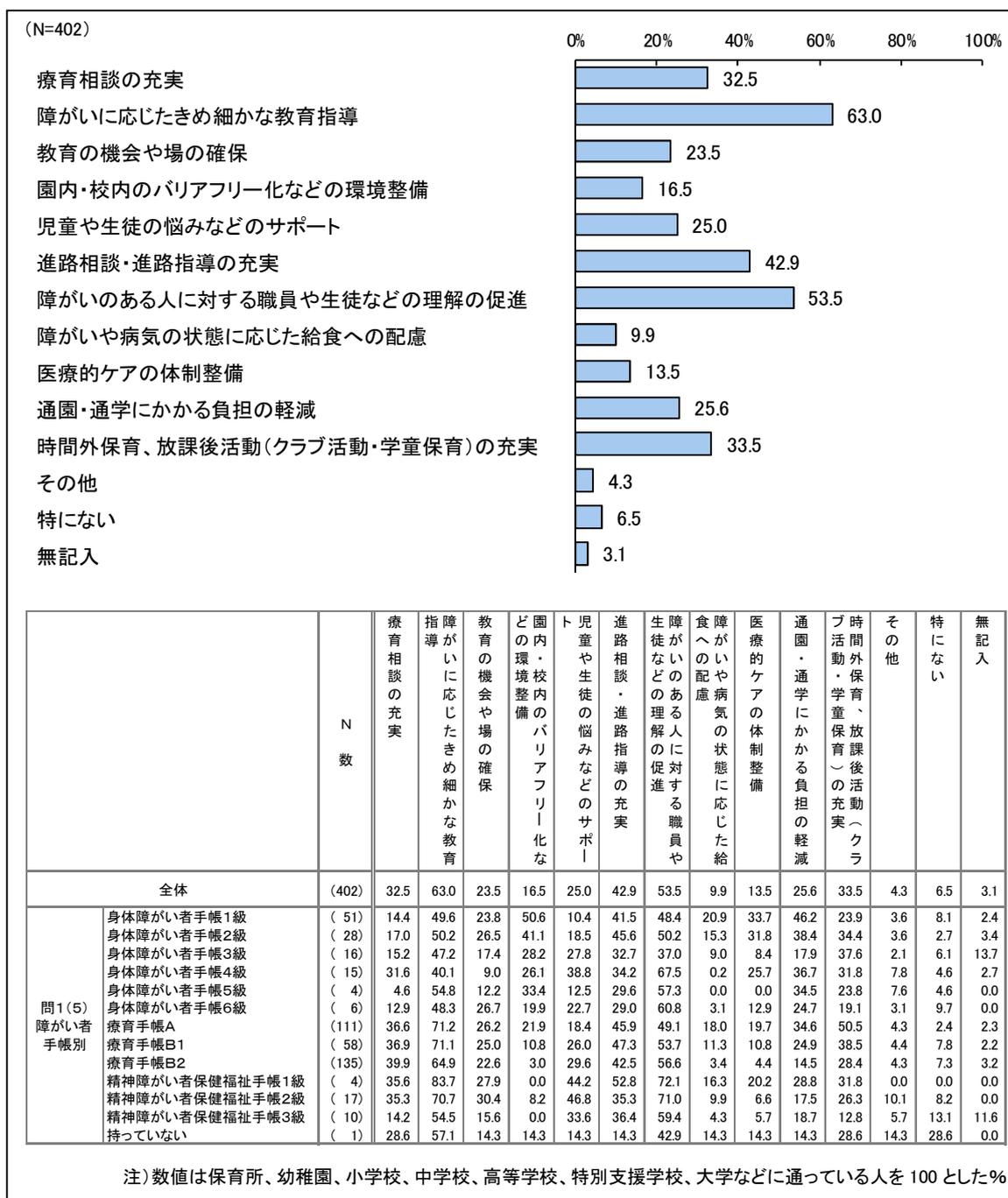
図表 問3(1) 日中の主な活動(MA)



## ② 保育や教育で充実してほしいこと

「障がいに応じたきめ細やかな教育指導」(63.0%)が最も多く、次いで、「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」(53.5%)、「進路相談・進路指導の充実」(42.9%)が多い。

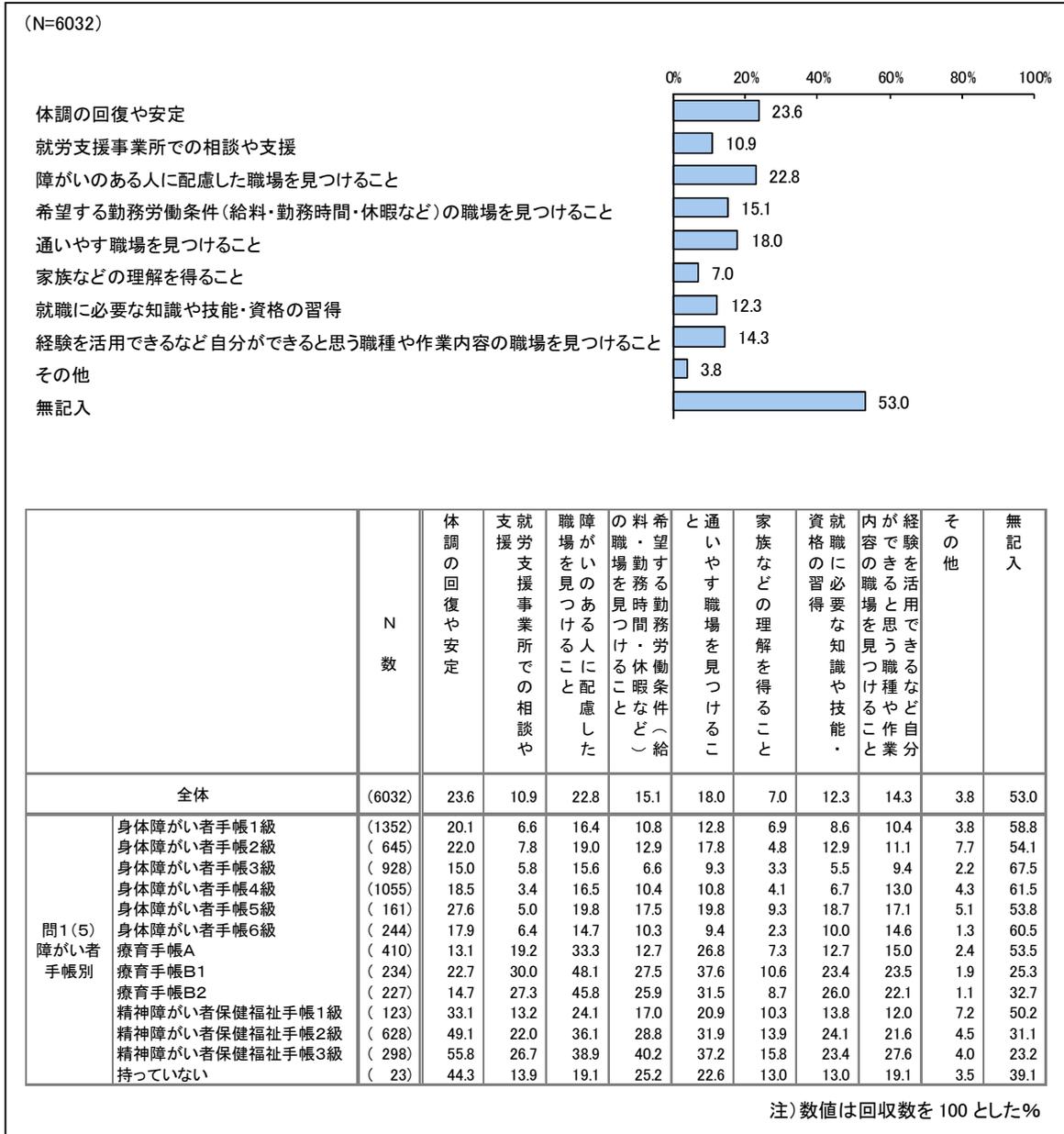
図表 問3(2) 保育や教育で充実してほしいこと(MA)



③ 一般就労につながったと思うこと、必要だと思うこと

「体調の回復や安定」(23.6%)、「障がいのある人に配慮した職場を見つけること」(22.8%)が上位となっている。

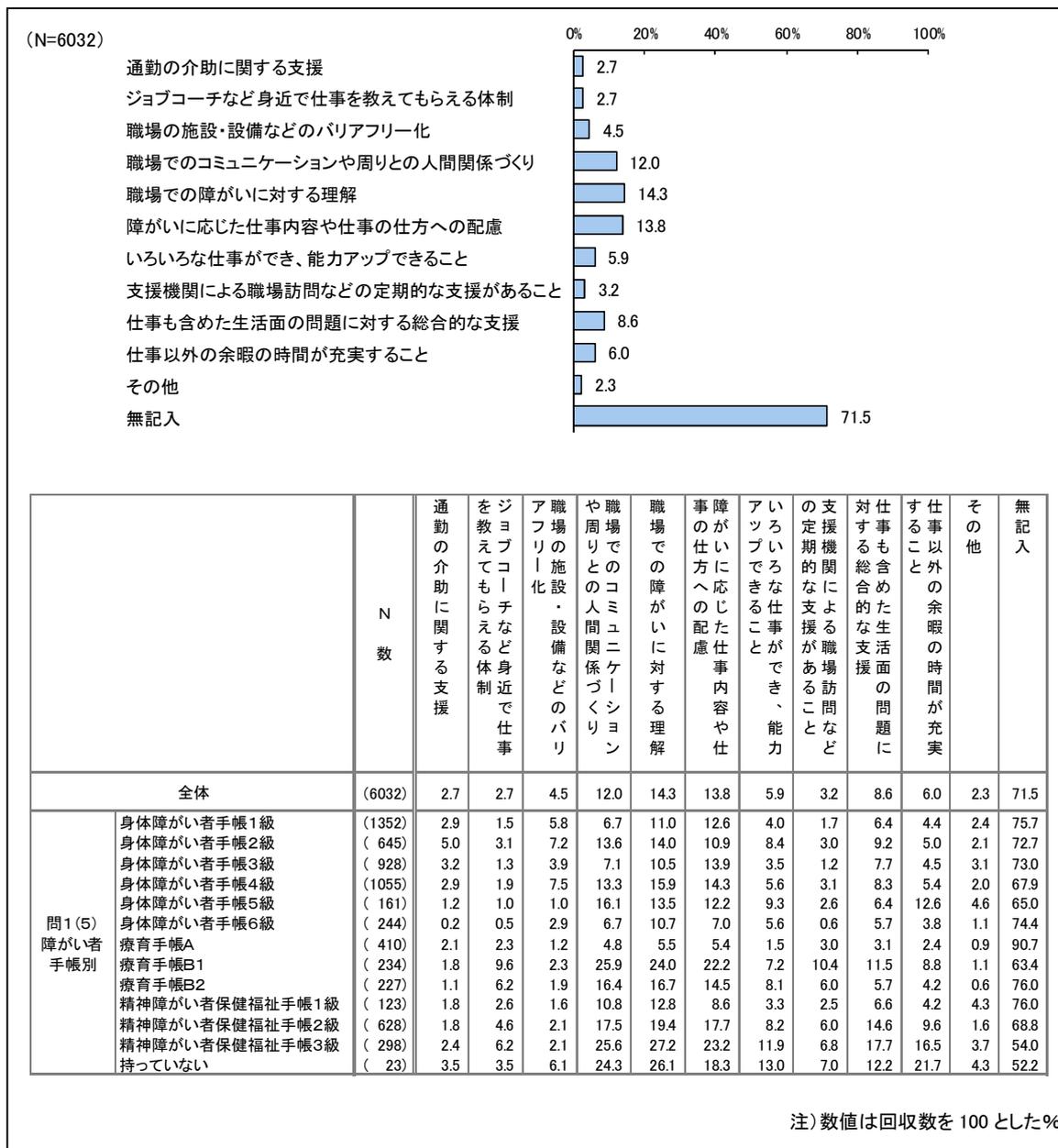
図表 問3(3) 一般就労につながったと思うこと、必要だと思うこと(MA)



#### ④ 働き続けるために必要と思うこと

回答があった中では、「職場での障がいに対する理解」(14.3%)、「障がいに応じた仕事内容や仕事の仕方への配慮」(13.8%)、「職場でのコミュニケーションや周りとの人間関係づくり」(12.0%)が多い。

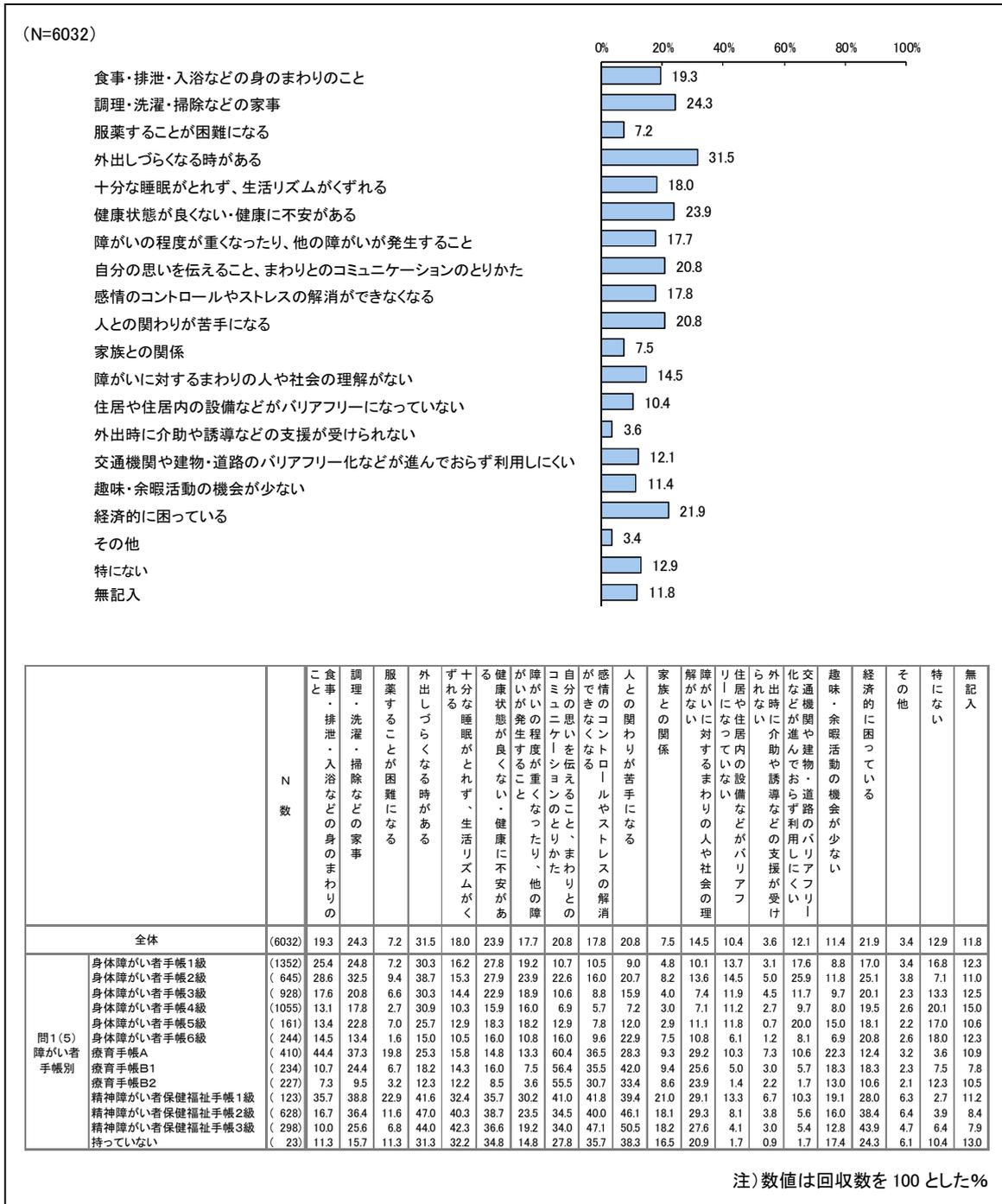
図表 問3(4) 働き続けるために必要と思うこと(MA)



⑤ 日常生活で障がいによって困っていること

「外出しづらくなる時がある」(31.5%)が最も高く、次いで、「調理・洗濯・掃除などの家事」(24.3%)、「健康状態が良くない・健康に不安がある」(23.9%)、「経済的に困っている」(21.9%)が多い。

図表 問3(5) 日常生活で障がいによって困っていること(MA)

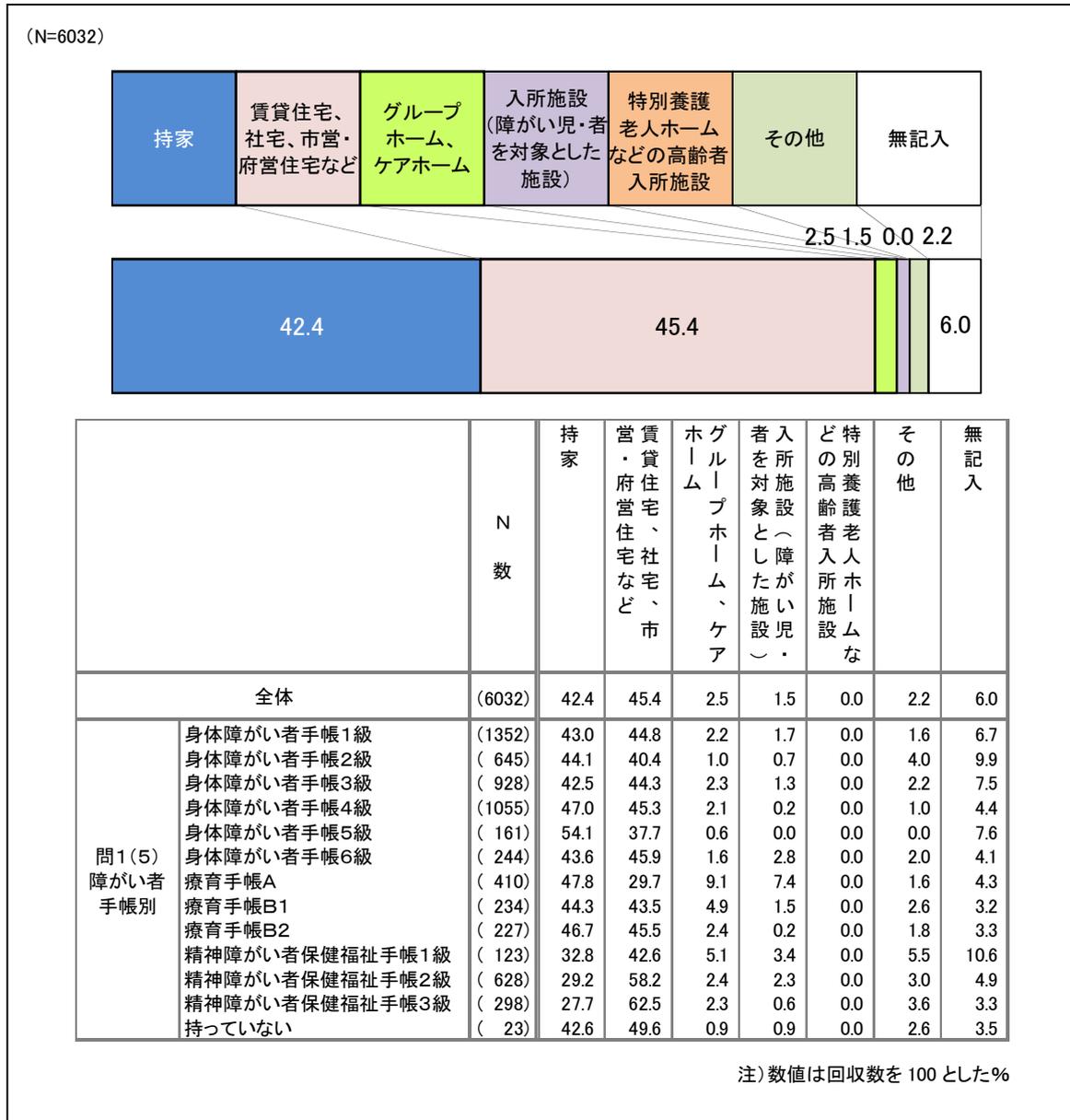


#### (4) 住まいについて

##### ① 住まいの場所

「持家」(42.4%)と「賃貸住宅、社宅、市営・府営住宅など」(45.4%)で9割近くを占める。

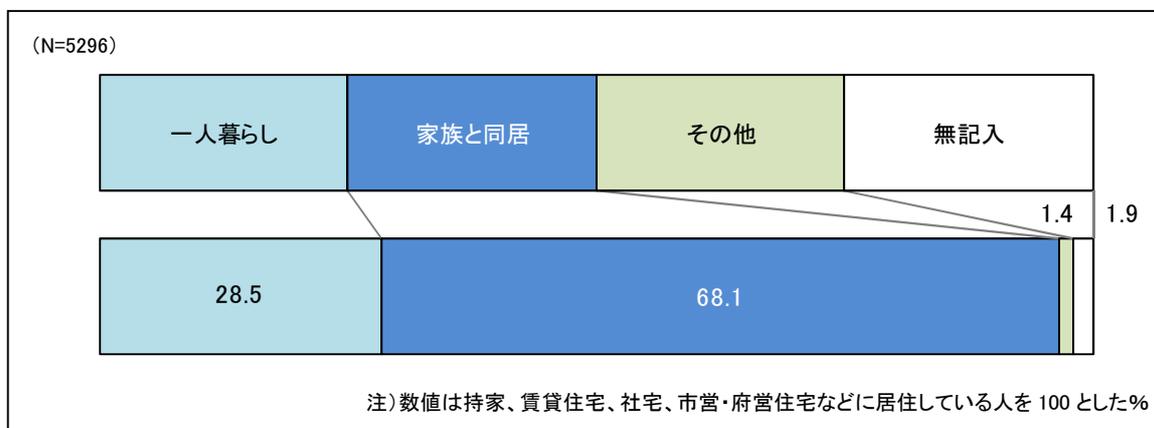
図表 問4(1) 住まいの場所(SA)



## ② 世帯形態

「持家」または「賃貸住宅、社宅、市営・府営住宅など」に居住している方のうち、約7割(68.1%)が「家族と同居」している。

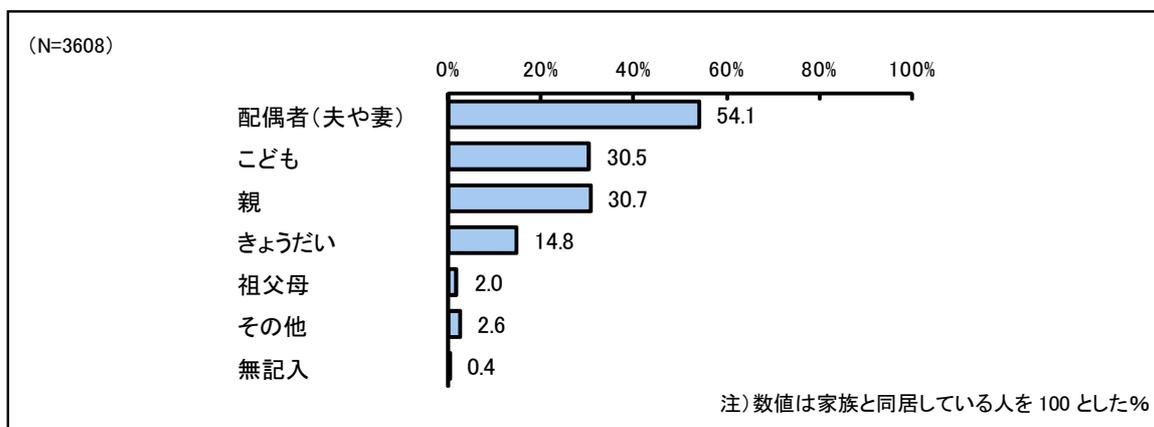
図表 問4(2)① 世帯形態(SA)



## ③ 同居者

「配偶者(夫や妻)」(54.1%)が最も多く、次いで「親」(30.7%)、「子ども」(30.5%)が多い。

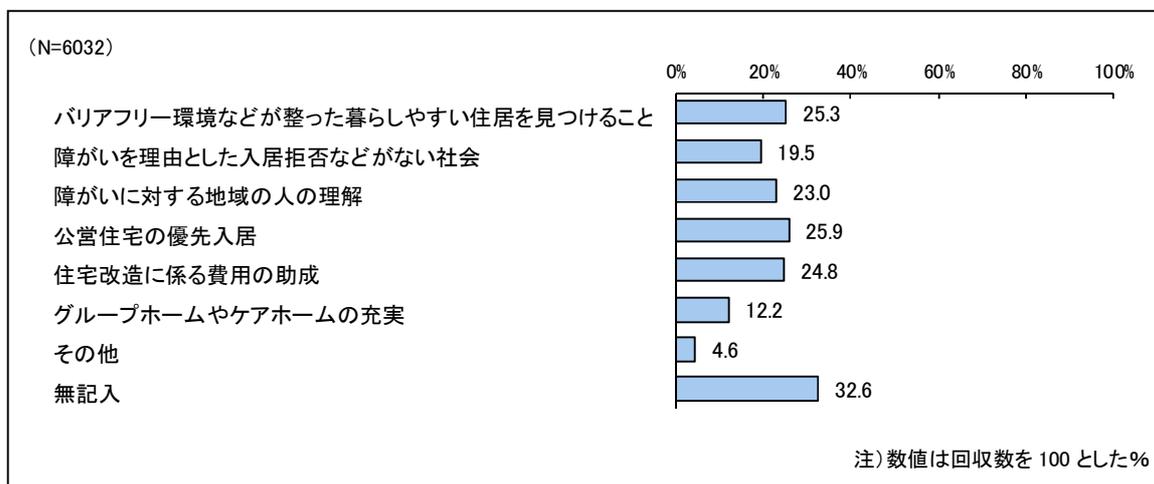
図表 問4(2)② 同居者(MA)



#### ④ 住まいの場を確保するために必要と思うこと

「公営住宅の優先入居」(25.9%)、「バリアフリー環境などが整った暮らしやすい住居を見つけること」(25.3%)、「住宅改造に係る費用の助成」(24.8%)、「障がいに対する地域の人の理解」(23.0%)など、多岐にわたっている。

図表 問 4(3) 住まいの場を確保するために必要と思うこと(MA)

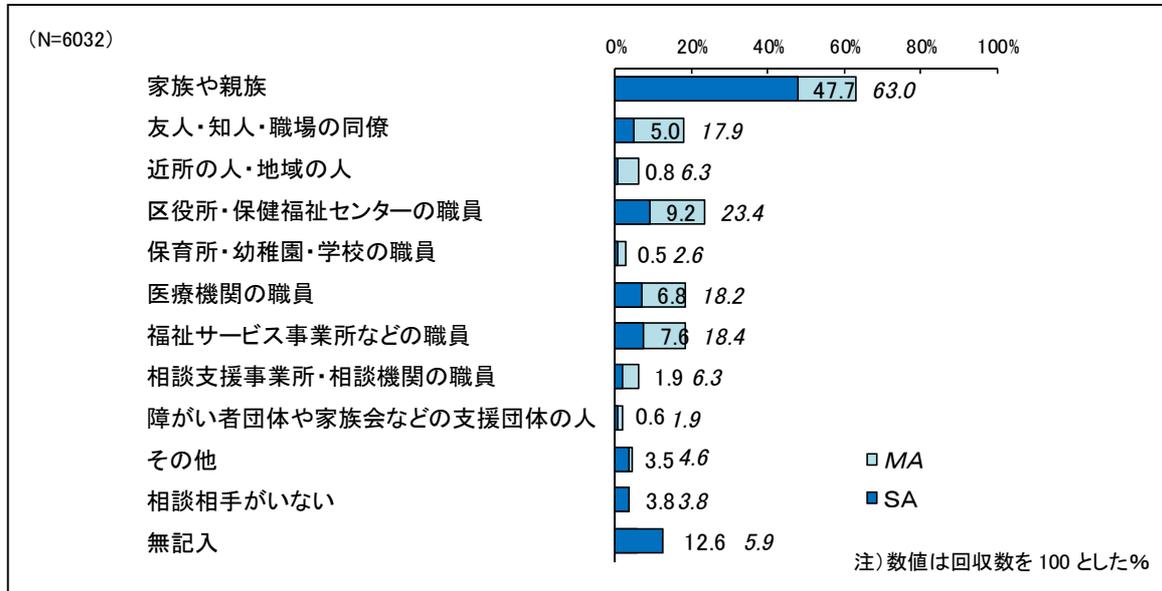


## (5) 相談先や情報の入手について

### ① 普段の相談相手

複数・単一回答ともに、「家族や親族」(MA:63.0%、SA:47.7%)が最も多く、他に比べて突出している。「相談相手がいない」と回答した方は3.8%。

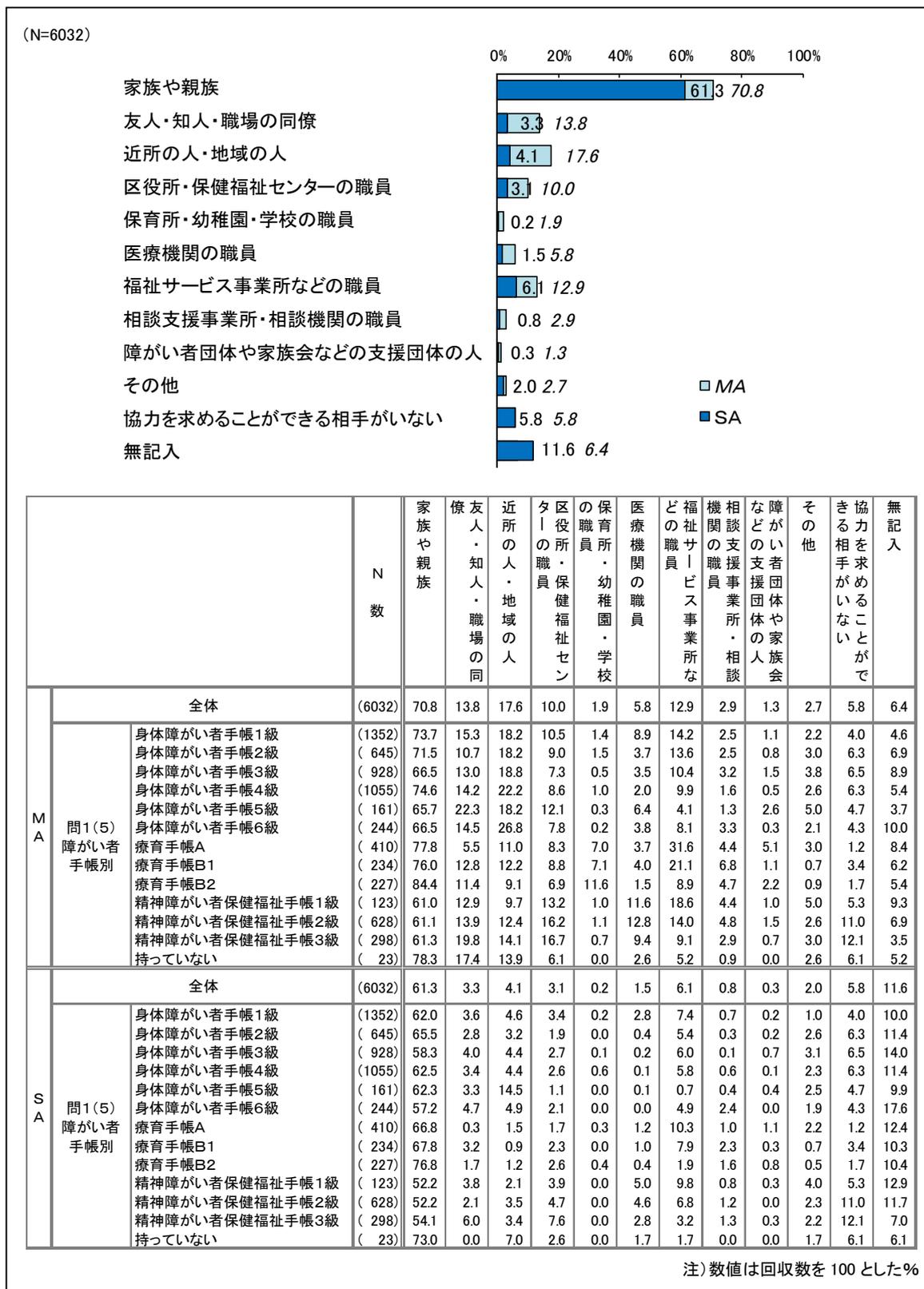
図表 問5(1) 普段の相談相手(MA/SA)



② 災害時などの緊急時に協力を求めることができる相手

複数・単一回答ともに「家族や親族」(MA:70.8%、SA:61.3%)が最も多く、他に比べて突出している。「協力を求めることができる相手がいない」と回答した方は5.8%。

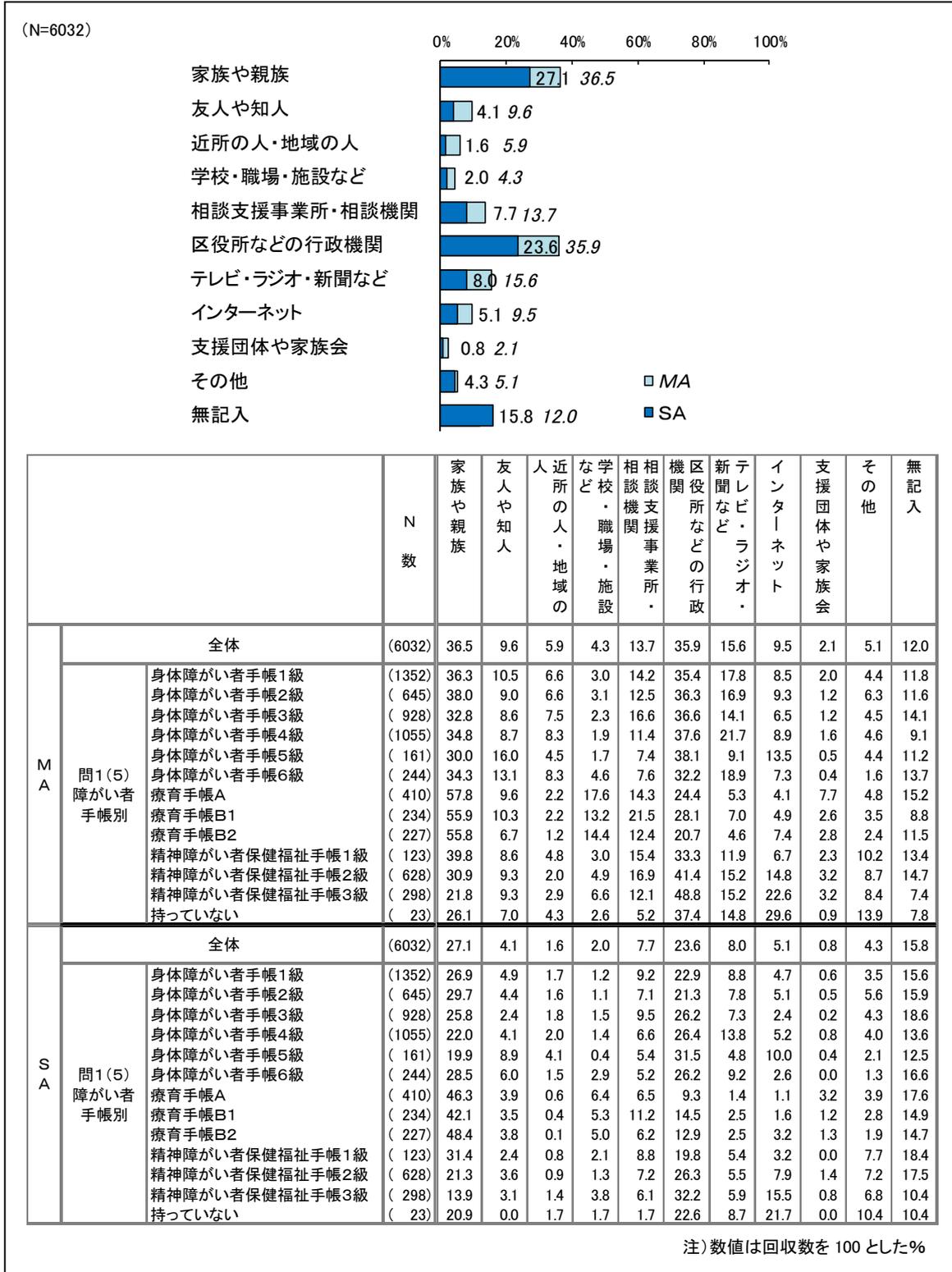
図表 問5(2) 災害時などの緊急時に協力を求めることができる相手(MA/SA)



③ 福祉に関する情報の入手源

「家族や親族」(MA:36.5%、SA:27.1%)、「区役所などの行政機関」(MA:35.9%、SA:23.6%)が上位にあがっている。

図表 問5(3) 福祉に関する情報の入手源(MA/SA)

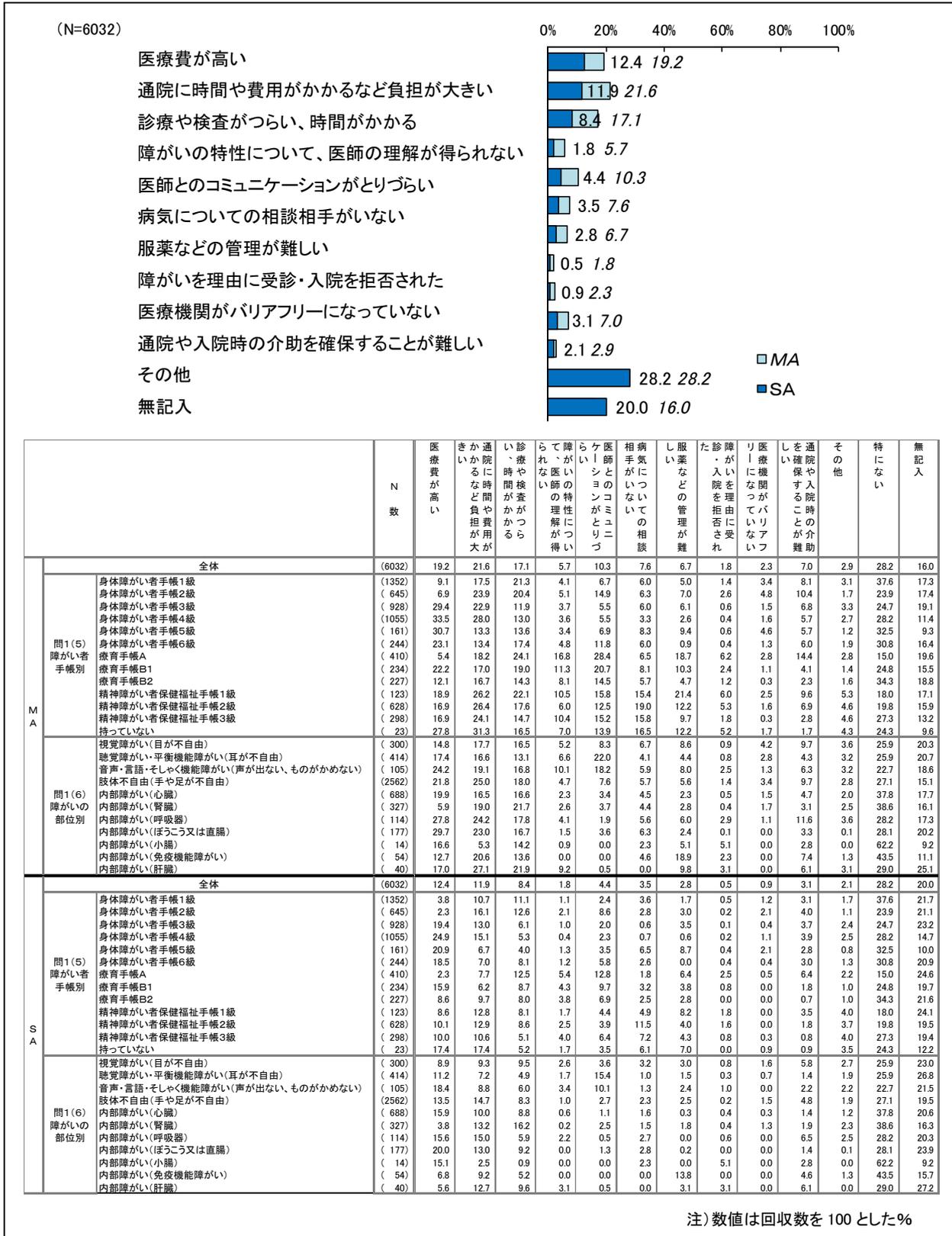


(6) 医療について

① 医療に関する困りごと

「通院に時間や費用がかかるなど負担が大きい」(MA: 21.6%、SA: 11.9%)、「医療費が高い」(MA: 19.2%、SA: 12.4%)が上位にあがっている。

図表 問 6(1) 医療に関する困りごと(MA/SA)

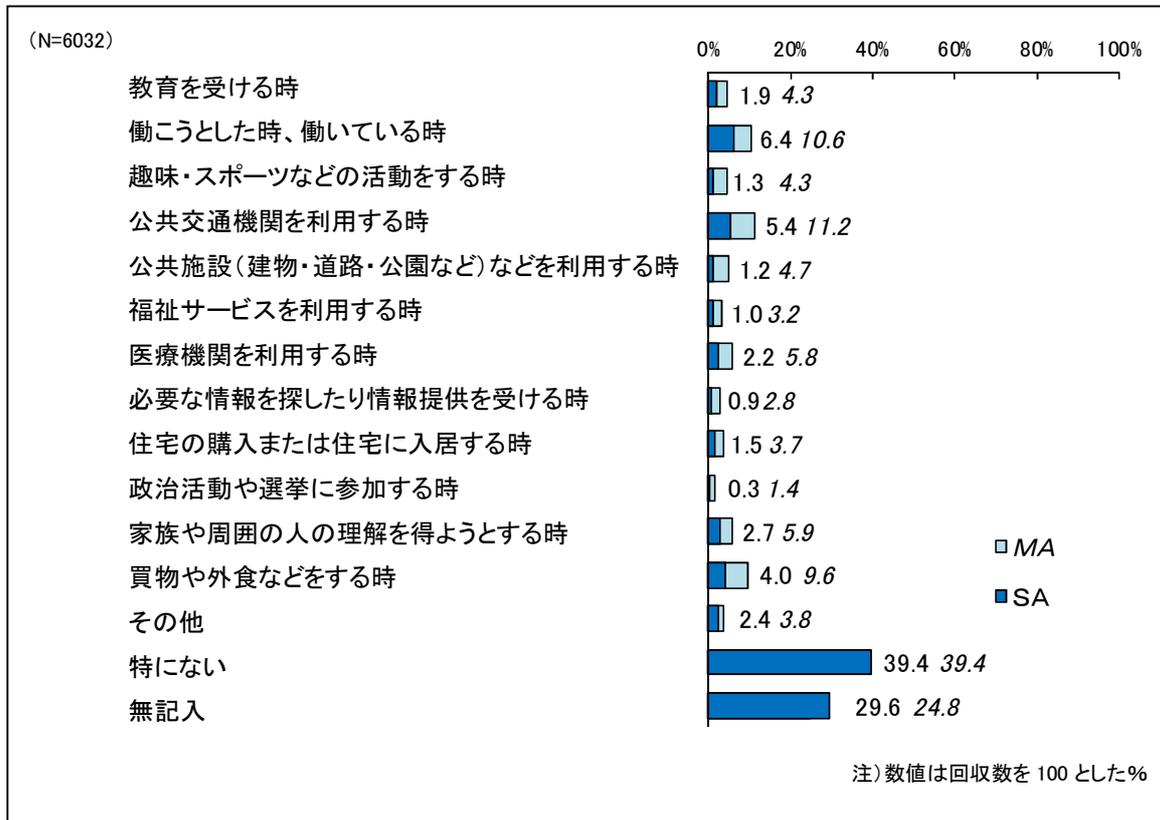


## (7) 障がい者施設全般について

### ① 障がいを理由に不快(差別)と感じたとき

「特にない」(39.4%)が最も多い。複数回答でみると、「公共交通機関を利用する時」(11.2%)、「働こうとした時、働いている時」(10.6%)、「買い物や外食などをする時」(9.6%)が1割程度あがっている。

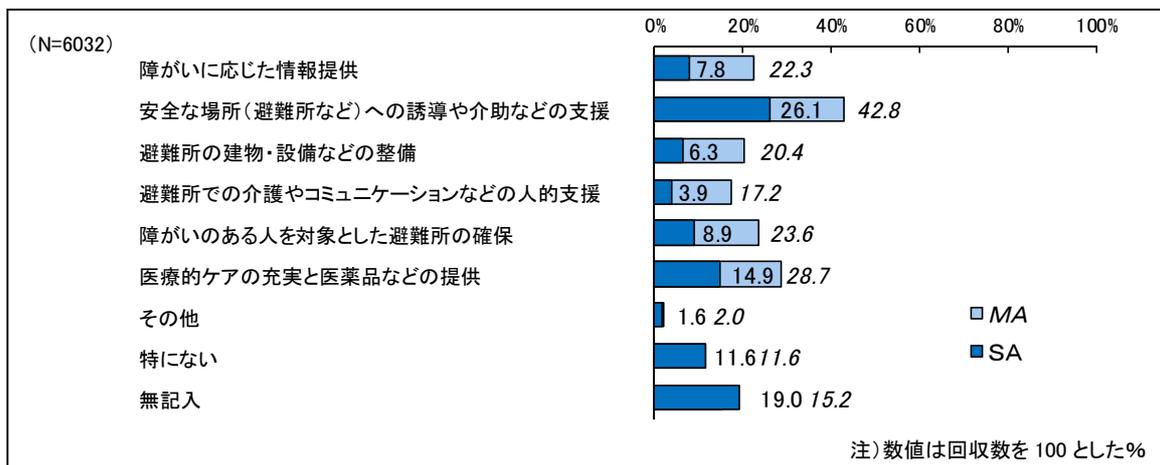
図表 問7(1) 障がいを理由に不快(差別)と感じたとき(MA/SA)



### ② 地震や台風などの災害時に必要と思うこと

複数・単一回答ともに、「安全な場所(避難所など)への誘導や介助などの支援」(MA:42.8%、SA:26.1%)が最も多く、次いで、「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」(MA:28.7%、SA:14.9%)が多い。

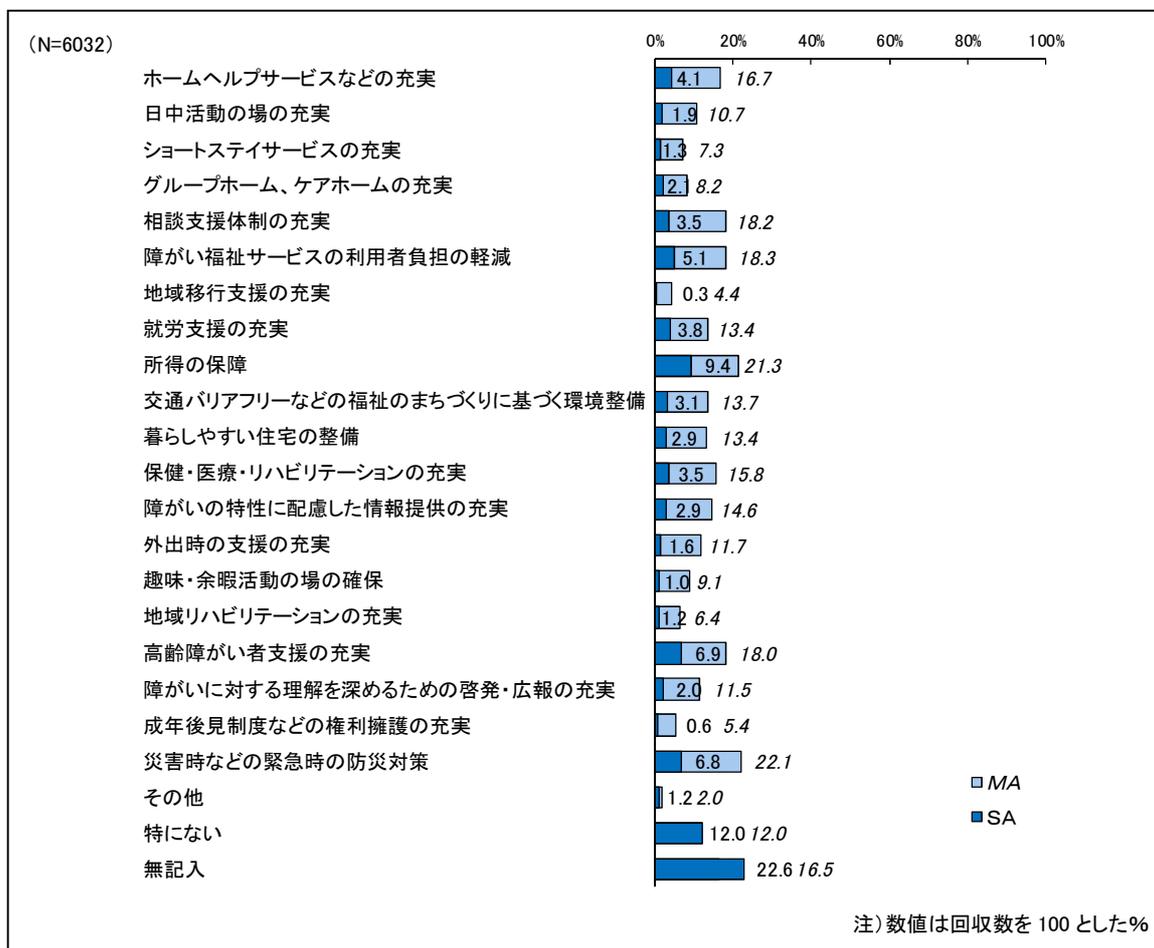
図表 問7(2) 地震や台風などの災害時に必要と思うこと(MA/SA)



### ③ 障がい者施策全般について望むこと

複数回答では、「災害時などの緊急時の防災対策」(22.1%)、単一回答では、「所得の保障」(9.4%)が最も多い。

図表 問7(3) 障がい者施策全般について望むこと(MA/SA)



#### ④ 障がい者施策全般についての意見

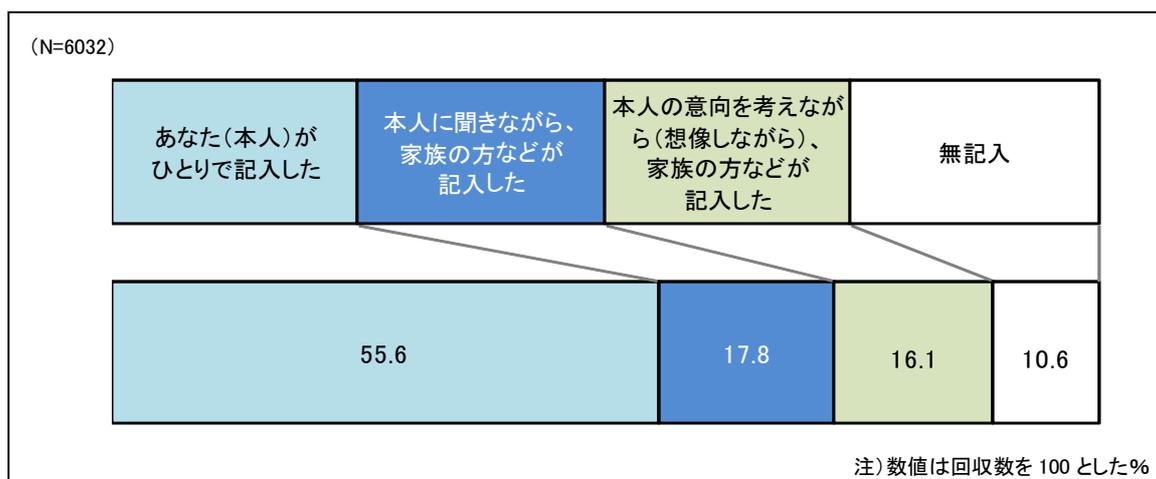
障がい者施策全般についての意見を聞いたところ、様々な意見が寄せられたが、紙面の都合上、主な意見を要約して掲載。

図表 問7(4) 障がい者施策全般についての意見

- ・ 現在は支援に対する対策も充実されてきましたが、やはり高齢社会に対する政策はまだまだ後手になっています。若い方も精神障がいや身体障がいの方がますます増えてくる感じですね。難しいですがやってもらわなくては困ります。
- ・ 福祉サービスについての情報がなくて、どういうサービスや助成が受けられるかわからない。
- ・ 障がい者と関わる人達にもっともっと理解してもらえるようにもっと頻繁に講習やイベントを増やしてもっと障がい者の立場になって親身になってくれる人が増えるとうれしいです。
- ・ 0～3才までの日中の活動が充実できるような施設ももっとあるといいです。
- ・ 障がい者になると自宅にいる時間が多く、光熱費がとて高くなりがちで困る。障がい者の人の住宅に光熱費等の割引があると助かると思います。
- ・ 障がい者とひとくりにせず、1人1人違い、障がい者の数だけ違う介護やサービス、教育、住まいなどをそれぞれ一緒に考えて下さる事が望ましいです。学校や就職先の選択肢が少ない。せめて学校では、何か対策をと思います。障がいがあっても、可能性はあり、その可能性を伸ばせれば、福祉に頼らずに済む事を増やせればと思います。
- ・ 地下鉄の駅のエレベーターは現在多数の駅では改札口から遠い場所に1基あれば良い方だ又、エスカレーターもホーム階から改札階まで昇りだけ設置されているだけだ。乗車しようと思うと階段を昇降せなければならない。通院・外出時に苦勞している。高齢者・障がい者の事を考えた施策をしてほしい。
- ・ 大阪市のホームページを見ていますが、障がい者に関する情報を探すのに、なかなか見つけられない。わかりやすくしてくれるとありがたい。各種支援とか制度について、知らないことが多いと思う。
- ・ 車イス利用者向けの駐車スペースやトイレを一般の人が当たり前のように利用していて困る。特にトイレに「どなたでもご利用下さい」と書くのはやめてほしい。「身しょう者専用、一般の方はご遠慮下さい」と掲示してほしい。
- ・ 重度障がいなので、親が居る間は良いですが、親亡き後は一体どうやって生活していくのか、不安が大きいと思います。そんな時の手助けが充実すると有難いです。
- ・ ホームヘルパーやショートステイをもっと自由に利用できると有難いです。突然お願いしたいこともあります。
- ・ 今回のような本人、家族、それぞれに意見を聞くアンケートはありがたいです。定期的に継続してほしいです。その際合わせて最新の情報提供もして頂けるとさらに嬉しいです。

⑤ 調査票記入者

図表 問7(5) 記入者(SA)

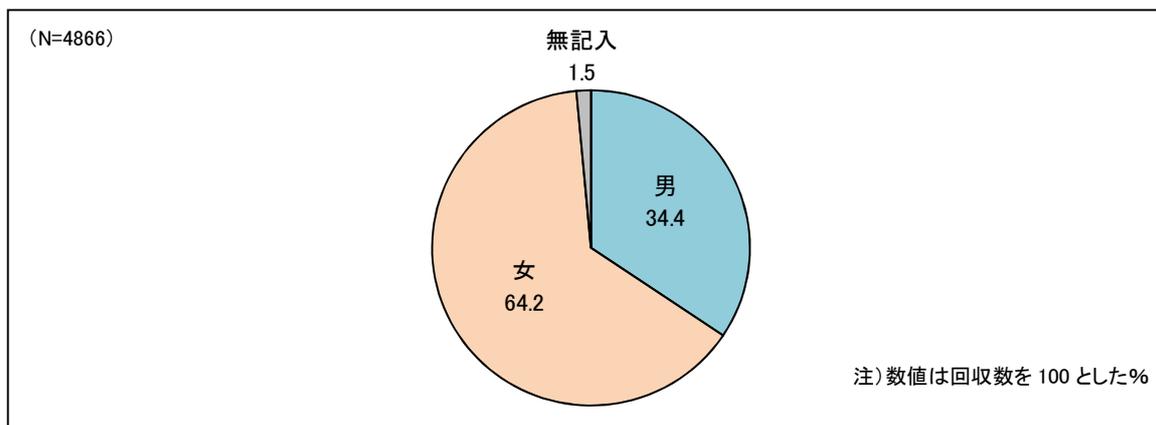


### 3. 障がい者(児)基礎調査(家族用) 調査結果

#### (1) 調査対象者の属性

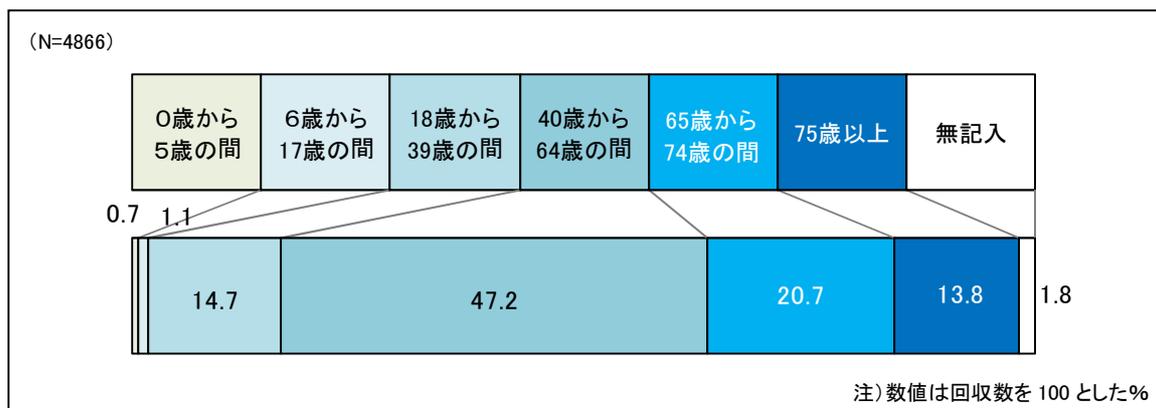
##### ① 性別

図表 問1(1) 性別(SA)



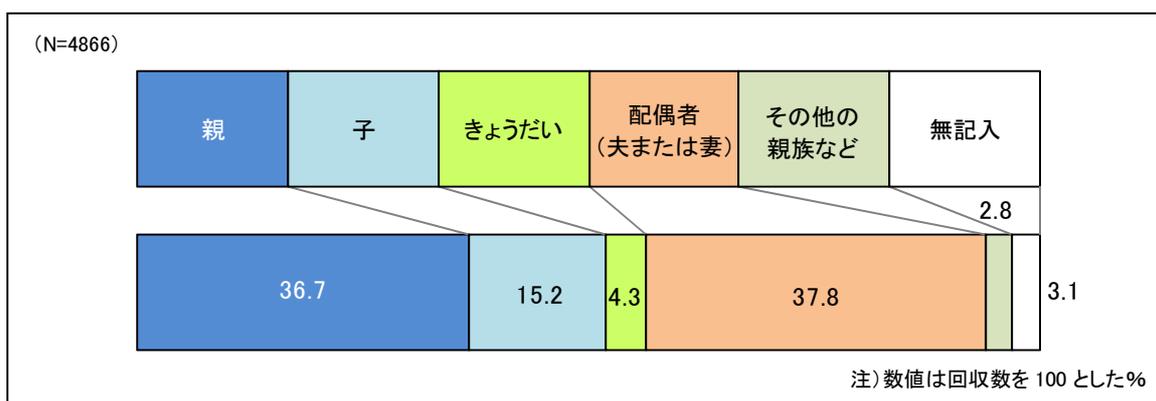
##### ② 年齢

図表 問1(2) 年齢(SA)



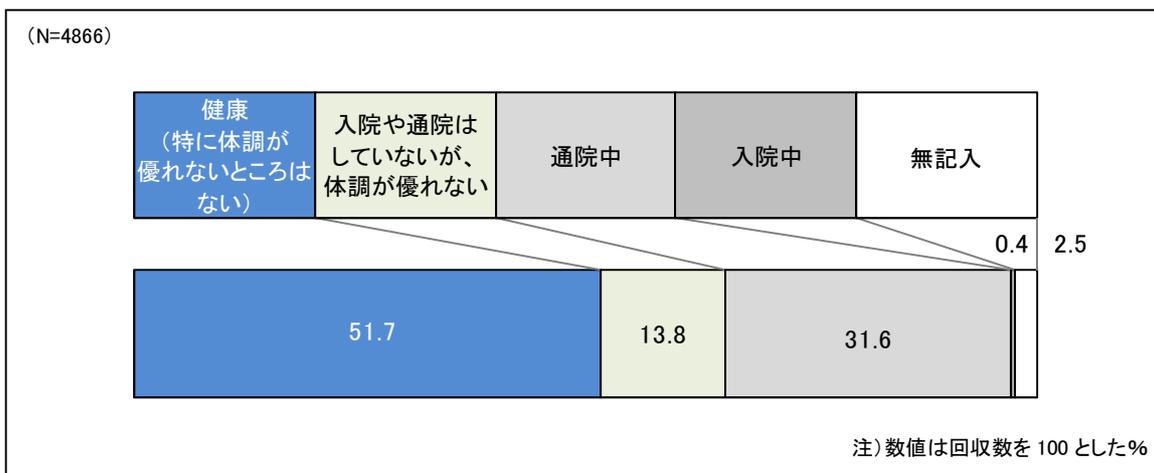
##### ③ 続柄

図表 問1(3) 続柄(SA)



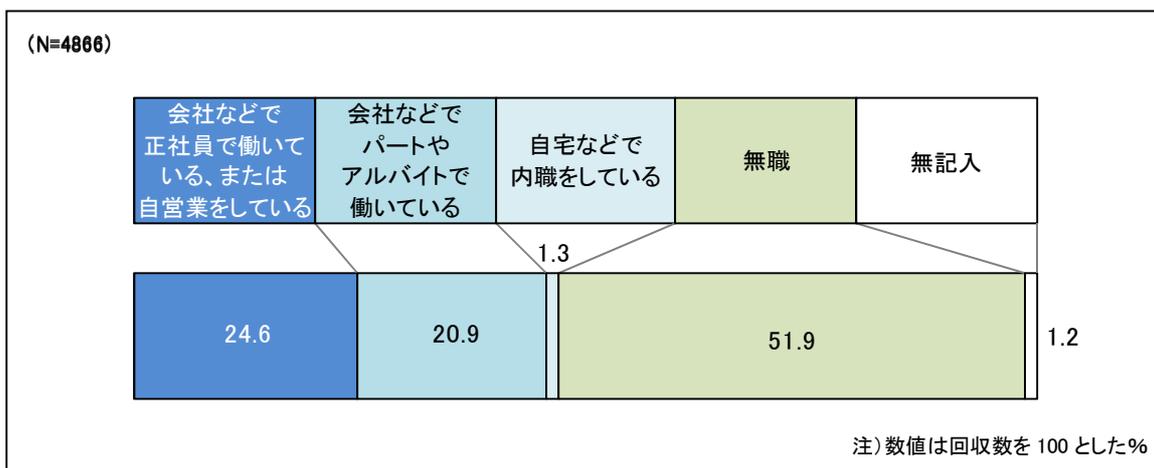
④ 健康状態

図表 問1(4) 健康状態(SA)



⑤ 就労状況

図表 問1(5) 就労状況(SA)



⑥ 障がいのある方の居住区

図表 問1(6) 障がいのある方の居住区(SA)

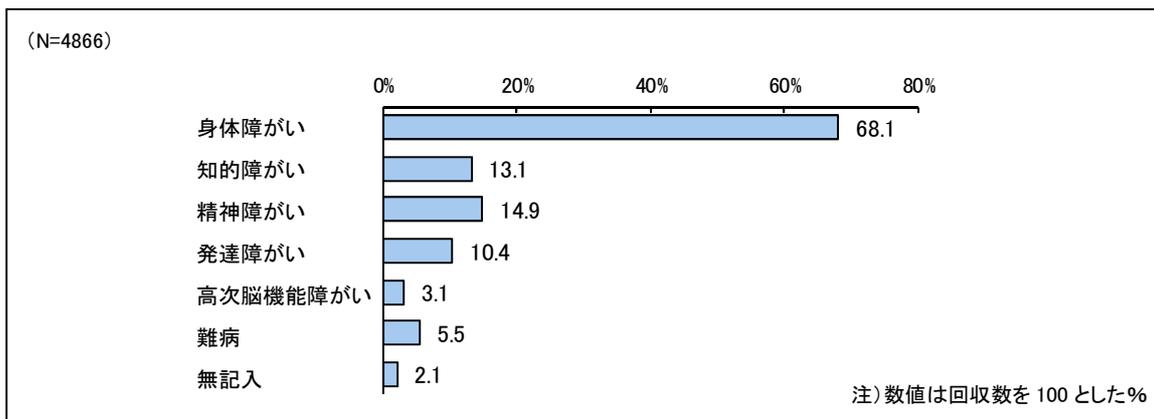
(N=4866)

居住区	割合 (%)
北区	2.6
都島区	3.2
福島区	2.9
此花区	2.4
中央区	2.0
西区	2.7
港区	3.9
大正区	3.0
天王寺区	2.2
浪速区	1.4
西淀川区	2.7
淀川区	5.8
東淀川区	7.0
東成区	2.6
生野区	5.6
旭区	3.5
城東区	5.8
鶴見区	4.4
阿倍野区	4.3
住之江区	4.9
住吉区	6.9
東住吉区	5.1
平野区	10.4
西成区	3.7
無記入	0.9

注) 数値は回収数を 100 とした%

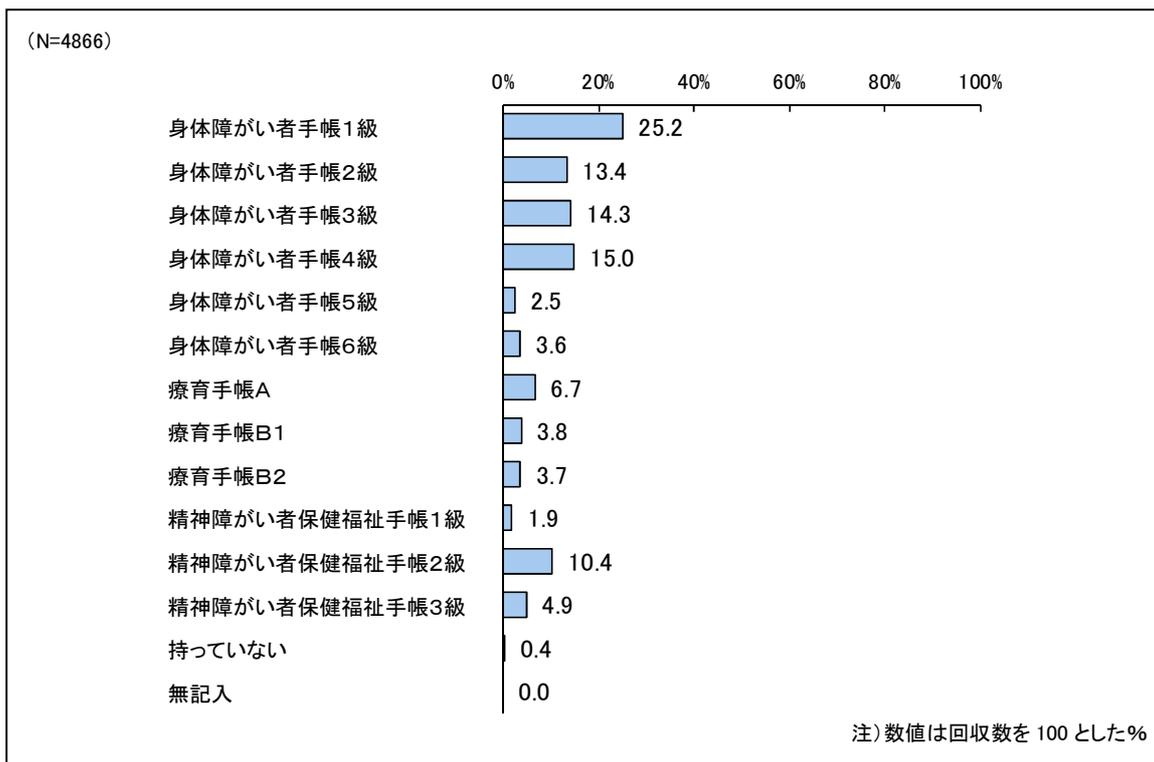
⑦ 障がいのある方の障がいの種類

図表 問1(7) 障がいのある方の障がいの種類(MA)



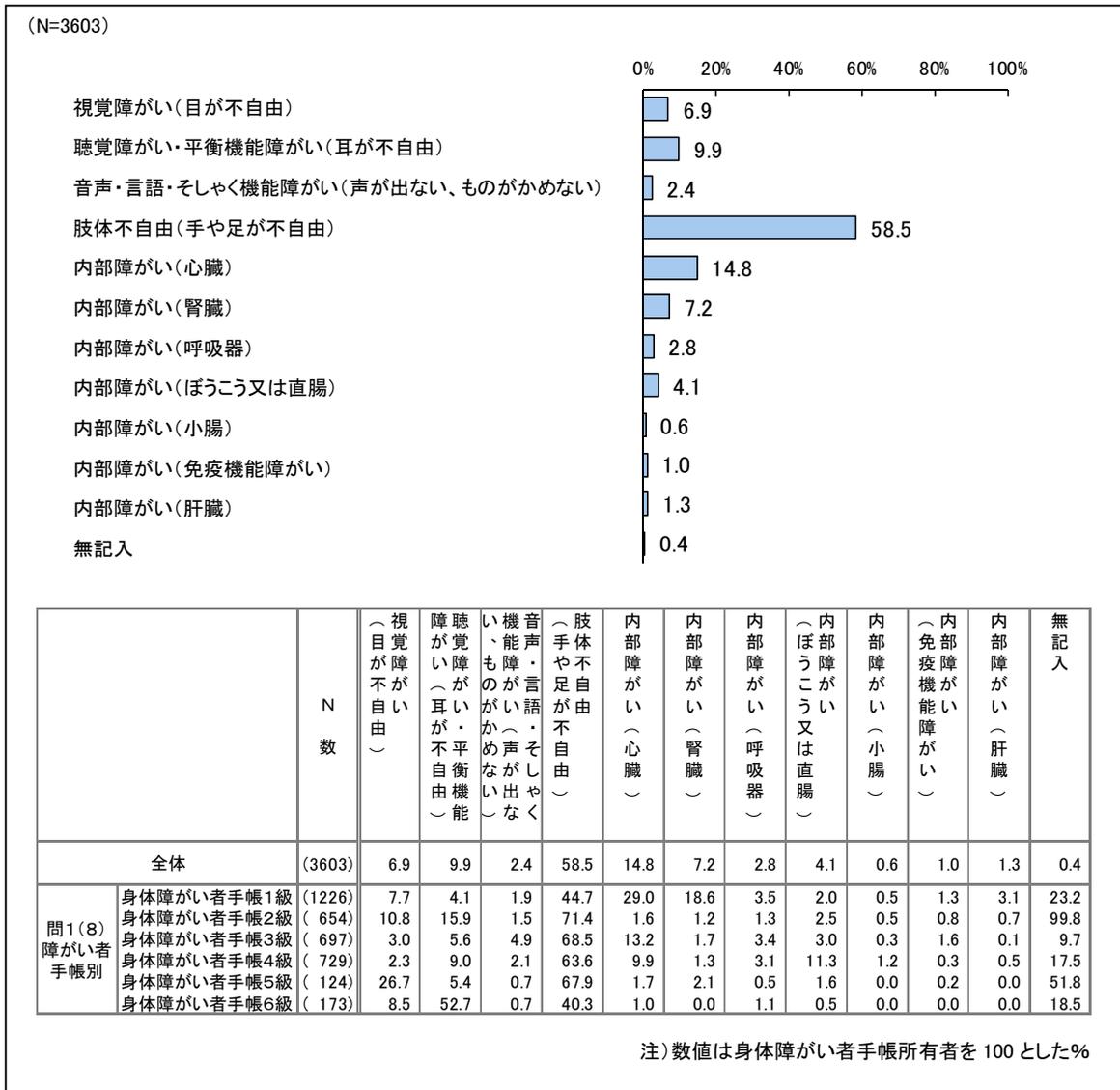
⑧ 障がい者手帳の種類・等級

図表 問1(8) 障がい者手帳の種類・等級(MA)



⑨ 障がいのある方の種類(部位)

図表 問1(9) 障がいのある方の種類(部位) (MA)

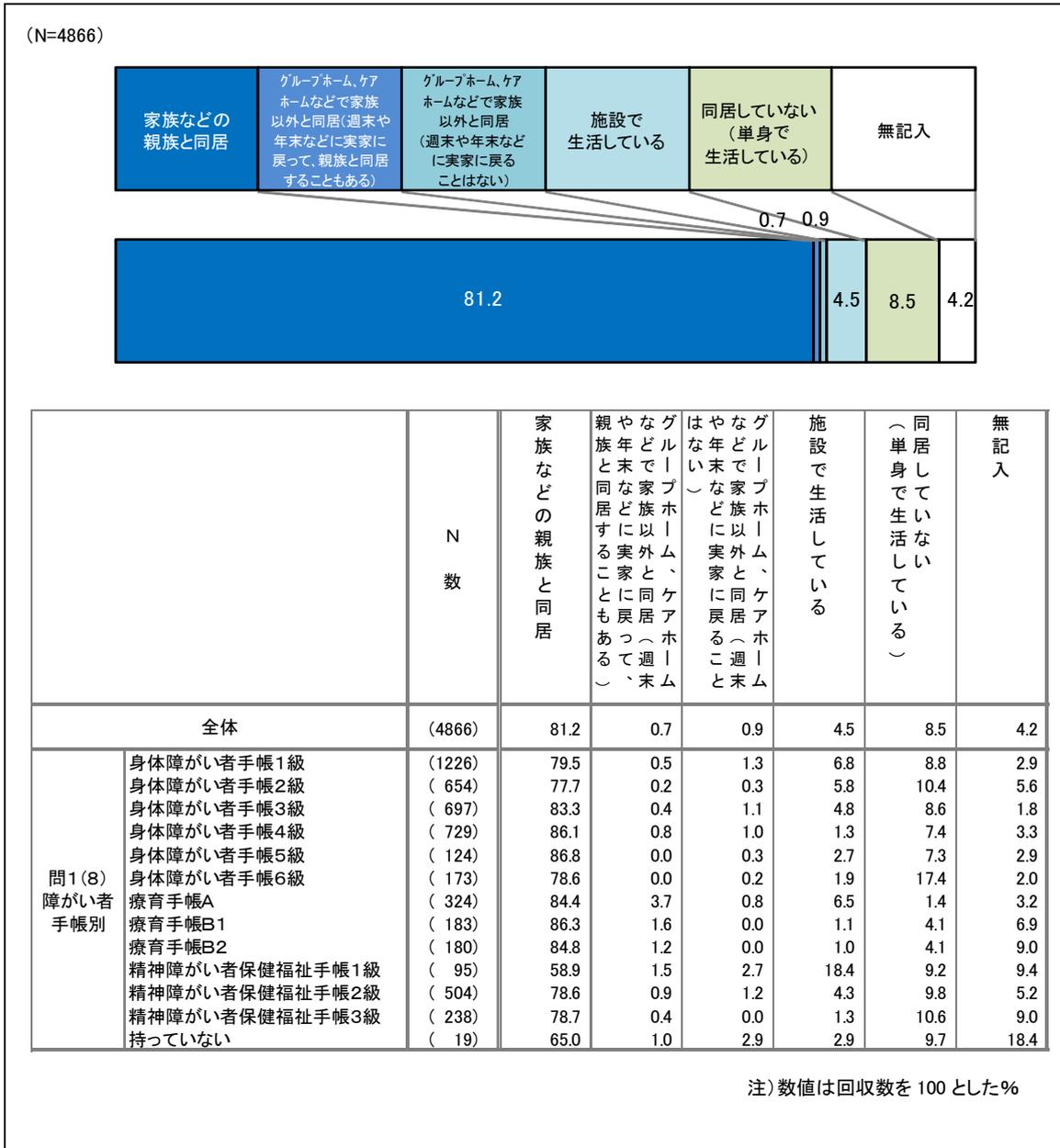


(2) 介助の状況について

① 同居者

「家族などの親族と同居」(81.2%)が大半を占める。

図表 問2(1) 同居者(SA)

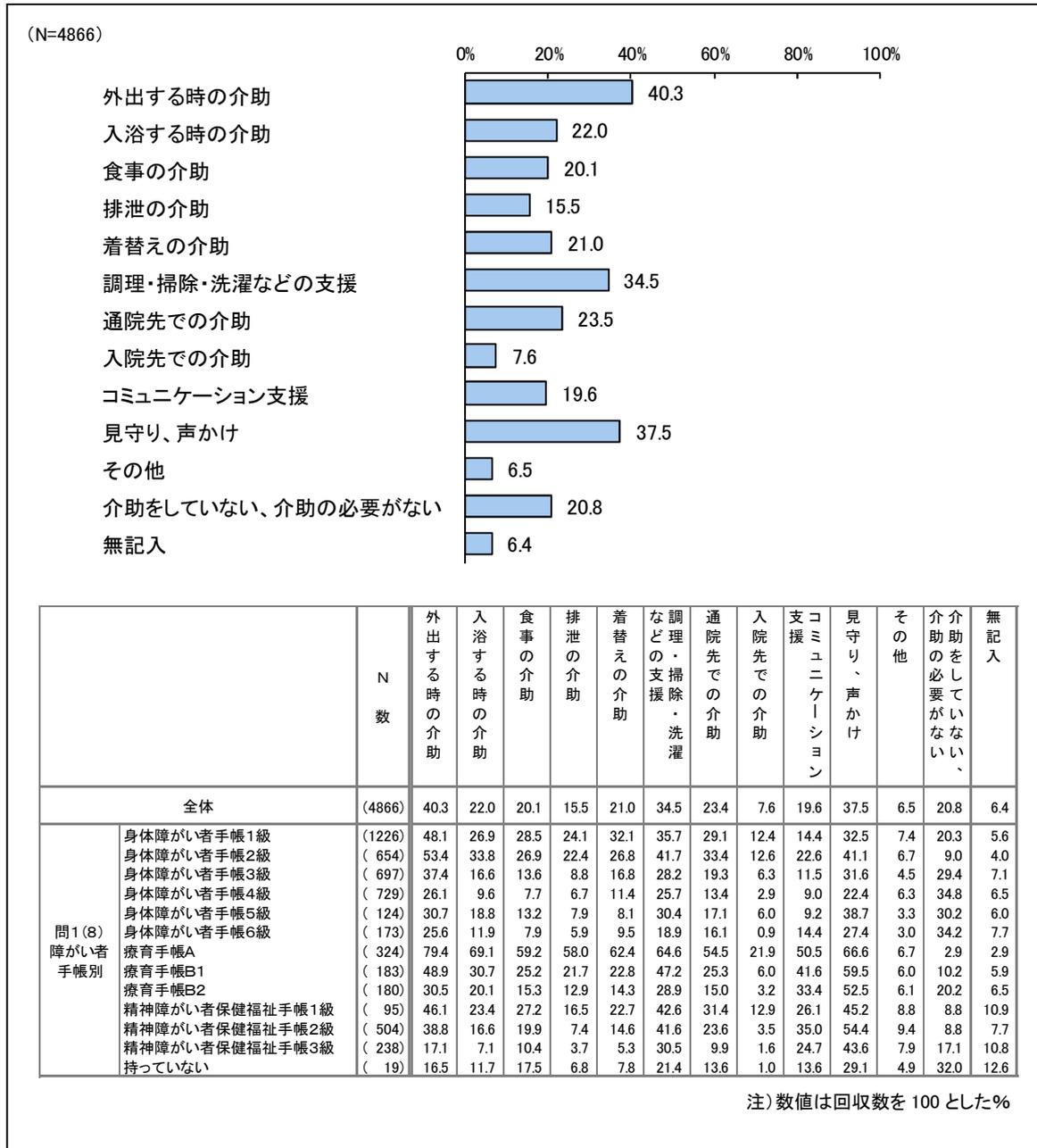




### ③ 介助の内容

「外出する時の介助」(40.3%)が最も多く、次いで、「見守り、声かけ」(37.5%)、「調理・掃除・洗濯などの支度」(34.5%)が多い。「介助をしていない、介助の必要がない」と回答した方は 20.8%。

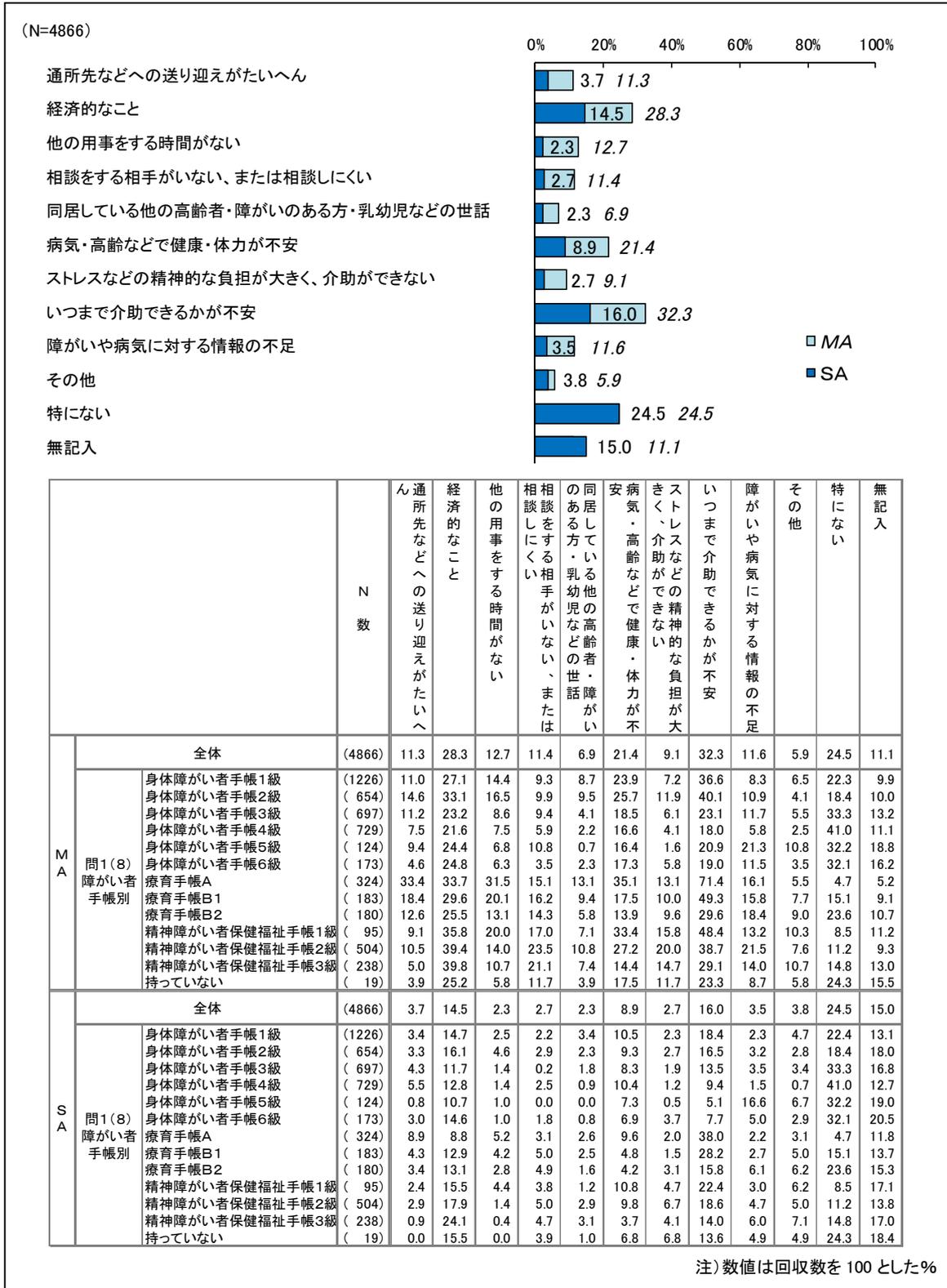
図表 問2(3) 介助の内容(MA)



④ 介助するうえでの困りごと

複数・単一回答ともに「いつまで介助できるかが不安」(MA:32.3%、SA:16.0%)、「経済的なこと」(MA:28.3%、SA:14.5%)が多い。

図表 問2(4) 介助するうえでの困りごと(MA/SA)

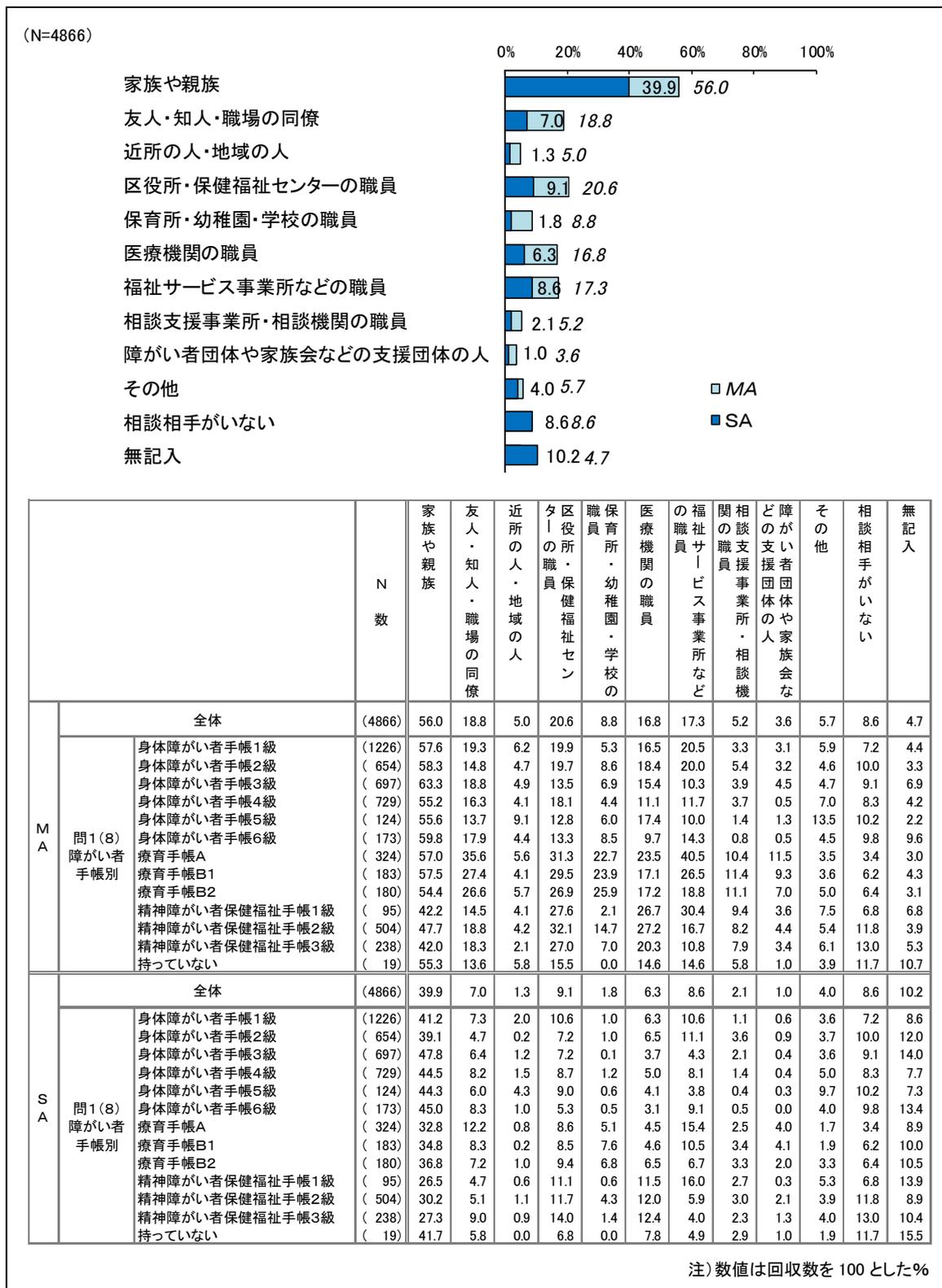


### (3) 相談先や情報の入手について

#### ① 普段の相談相手

複数・単一回答ともに「家族や親族」(MA:56.0%、SA:39.9%)が最も多い。「相談相手がいない」と回答した方は8.6%。

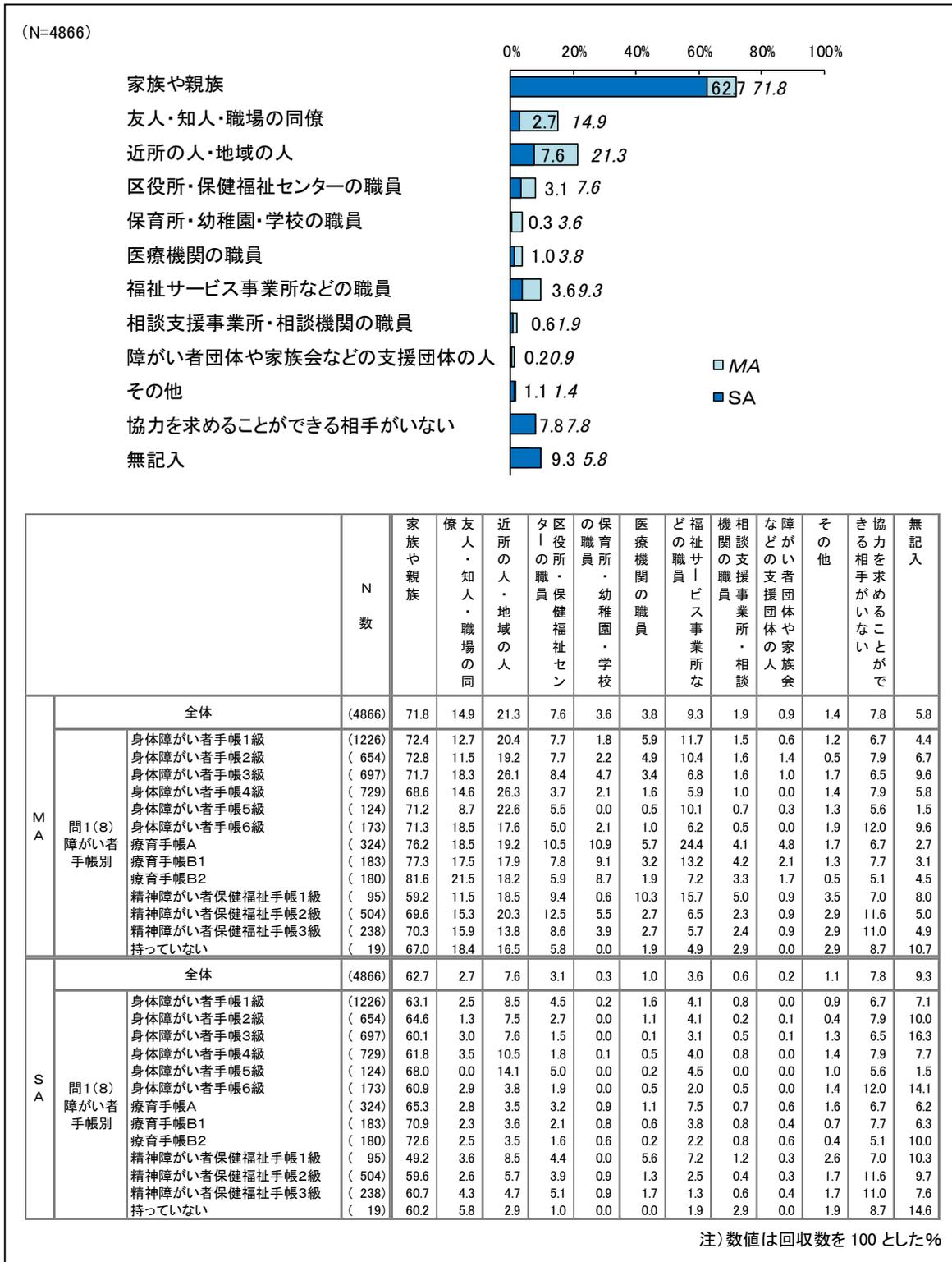
図表 問3(1) 普段の相談相手(MA/SA)



② 災害時などの緊急時に協力を求めることができる相手

複数・単一回答ともに「家族や親族」(MA:71.8%、SA:62.7%)が最も多く、他に比べて突出している。  
「協力を求めることができない相手がない」と回答した方は7.8%。

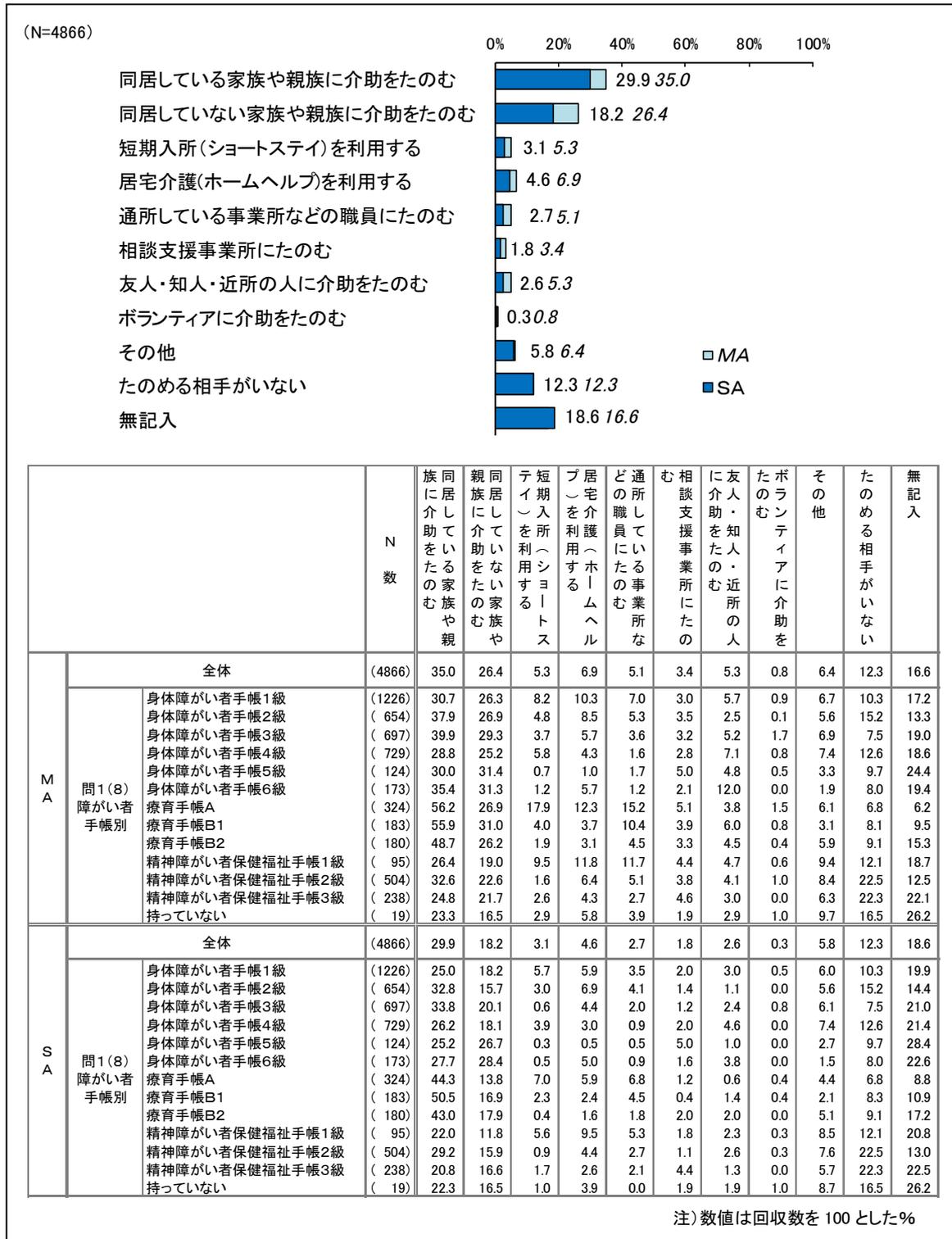
図表 問3(2) 災害時などの緊急時に協力を求めることができる相手(MA/SA)



### ③ 介助できない時の対応

「同居している家族や親族に介助をたのむ」(MA:35.0%、SA:29.9%)、「同居していない家族や親族に介助をたのむ」(MA:26.4%、SA:18.2%)が多く、「家族や親族」が頼りとなっていることがうかがえる。また、「たのめる相手がいない」と回答した方は12.3%。

図表 問3(3) 介助できない時の対応(MA/SA)

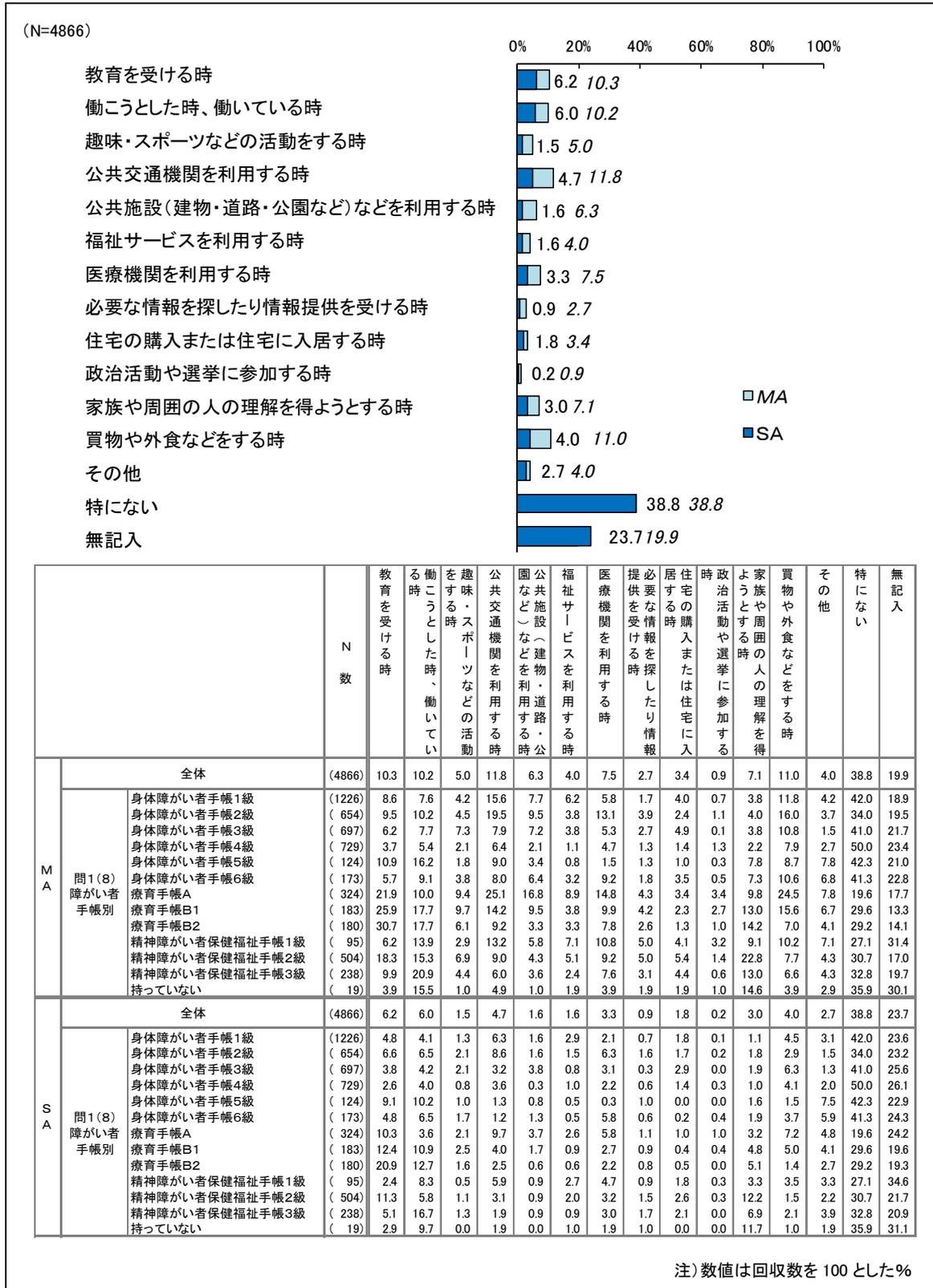


#### (4) 障がい者施設全般について

##### ① 障がいがある方が障がいを理由に不快と感じた時

「特にない」(38.8%)が最も多い。複数回答でみると、「公共交通機関を利用する時」(11.8%)、「買い物や外食などをする時」(11.0%)、「教育を受ける時」(10.3%)、「働こうとした時、働いている時」(10.2%)と回答した方が多い。

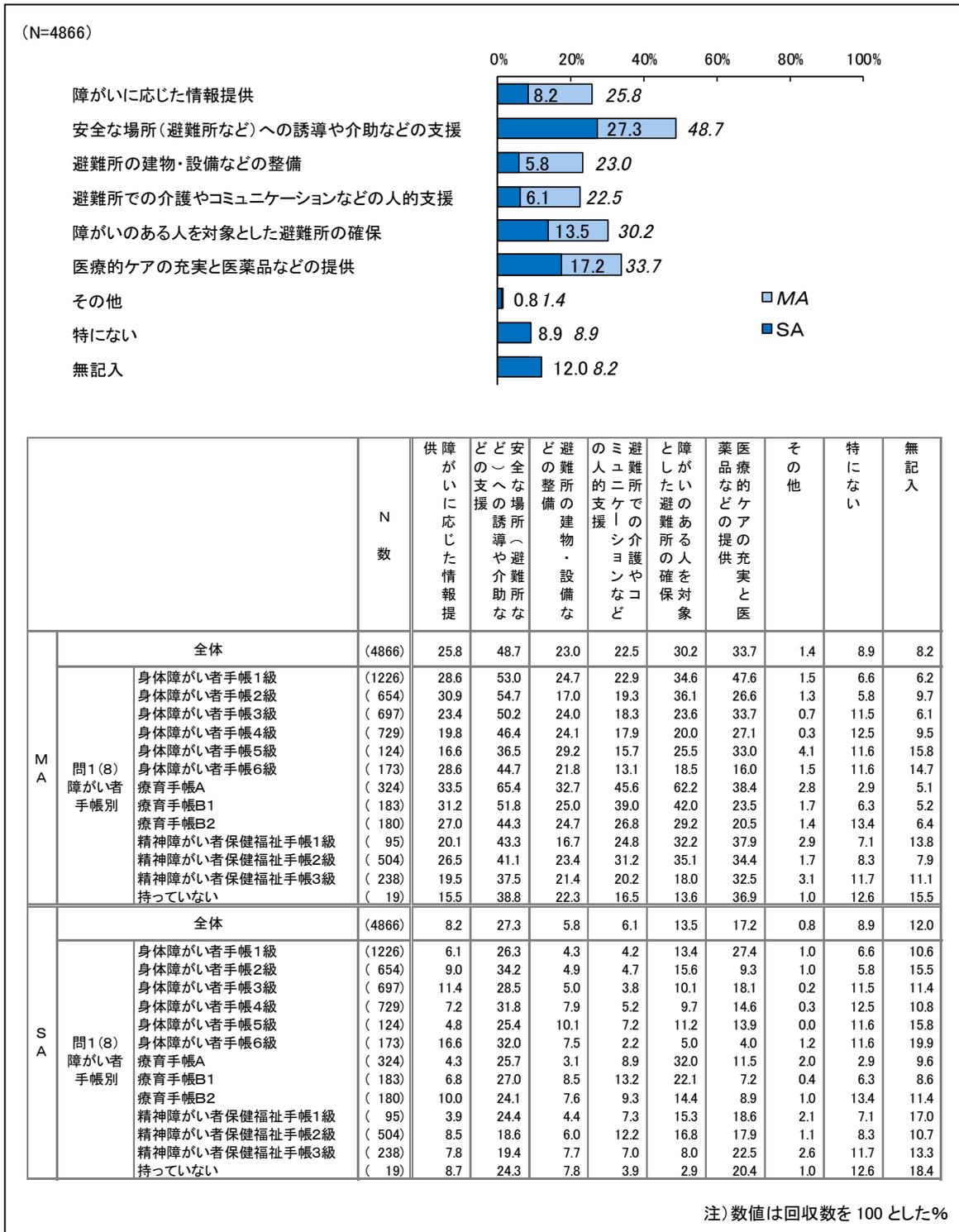
図表 問4(1) 障がいがある方が障がいを理由に不快と感じた時(MA/SA)



## ② 災害時に必要と思うこと

複数・単一回答ともに、「安全な場所(避難所など)への誘導や介助などの支援」(MA:48.7%、SA:27.3%)が最も多く、次いで、「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」(MA:33.7%、SA:17.2%)が多い。

図表 問4(2) 災害時に必要と思うこと(MA/SA)



③ 障がい者施策全般について望むこと

複数・単一回答ともに、「所得の保障」(MA:29.3%、SA:11.2%)が最も多く、次いで、「災害時など緊急時の防災対策」(MA:24.0%、SA:5.9%)、「障がい福祉サービスの利用者負担の軽減」(MA:22.9%、SA:5.8%)が多いが、回答は多岐にわたっている。

図表 問4(3) 障がい者施策全般について望むこと(MA/SA)



#### ④ 障がい者施策全般についての意見

障がい者施策全般についての意見を聞いたところ、様々な意見が寄せられたが、紙面の都合上、主な意見を要約して掲載。

図表 問4(4) 障がい者施策全般についての意見

- ・ 障がい者に優しい環境づくり、理解を深めるための啓発を広めてほしい。特に学校・住民(近隣)に対して広めて欲しい。
- ・ 本人との同居・別居にかかわらず、家族への支援も充実して欲しい。
- ・ 広汎性発達障がい児の親です。見た目に分かりにくく、周囲の理解も低いので、親のしつけの不出来と思われる事が多く、公共の場での冷たい視線にさらされる事多々あります。
- ・ 障がい児を育てた親の中にも、他の親御さんへ、アドバイス出来ることがありますので、親同士で交流する場があればいいと思います。障がい児の親のストレス発散の場も必要です。
- ・ 軽い障がいをもって生活するとき、就職できる企業が少なくこまっています。親が生活している間はいいですが、今は子供の自立が心配ですひとり生活できるための支援を強めていただきたい。
- ・ 学校や職場などで発達障がいの人達でも安心して居れる場所を確保してほしいです。発達障がいに対しての知識が豊富な先生、職員を必ず1人は学校にいてほしいと思います。
- ・ 障がいに対する施設が少なすぎるので、十分みたされる施設をもっと増やしてほしい。
- ・ 以前より障がいを持っている人に対して社会の理解は深まっていますが、やはり障がいがあるというだけで偏見が感じられます。理解が広がるよう活動をお願いします。
- ・ 自分も障がいがあり、一般企業で働いているがやはり収入はかなり厳しい。もっと所得の安定する手段がないのか常に不安がある。
- ・ 障がい者スポーツセンターをよく利用しております。本人もよい表情をみせますし、チャレンジするものがあるという事が家族全体のストレス発散にもなっています。ぜひ、スポーツ教室などの企画も充実させていただきたいと思います。
- ・ 発達障がいや精神障がいの方は、地域での集まる場があるみたいだが、肢体不自由のある子達の集まる場が地域ではない。同じような障がいを持っている子たちの、就学の話とかを聞きたいのに支援がない。
- ・ 放課後等デイサービスで肢体不自由のある児童と知的障がいのある児童が同じ建物でいるところがほとんどですが、肢体不自由のある児童は床でころがってる子供や、自力では動けない子供たちです。肢体不自由のある児童でも安心して利用できるデイサービスを作ってほしいです。
- ・ エルムおおさかのような場所を増やしてほしい。療育施設が少ないように感じます。
- ・ 障がい者もその家族も両方が安心して生活しやすい施策を考えてほしい。当事者たちに直接意見を聞く等して、本当に必要なサービスを充実させてほしい。啓発活動にも力を入れてほしい
- ・ もっと小児期～成年期の支援も充実させてほしい。特に、学童期(中学～高校)は手薄。

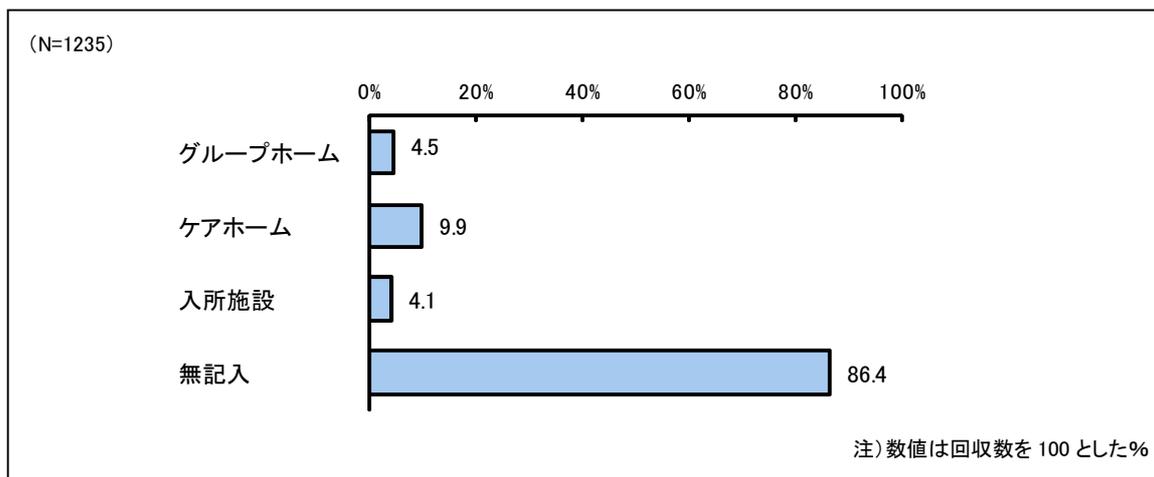
## 4. 障がい福祉サービス事業者等調査 調査結果

### (1) 居住系サービス実施事業者について

#### ① 提供している居住系サービス

「ケアホーム」(9.9%)が最も多く、次いで、「グループホーム」(4.5%)、「入所施設」(4.1%)の順。

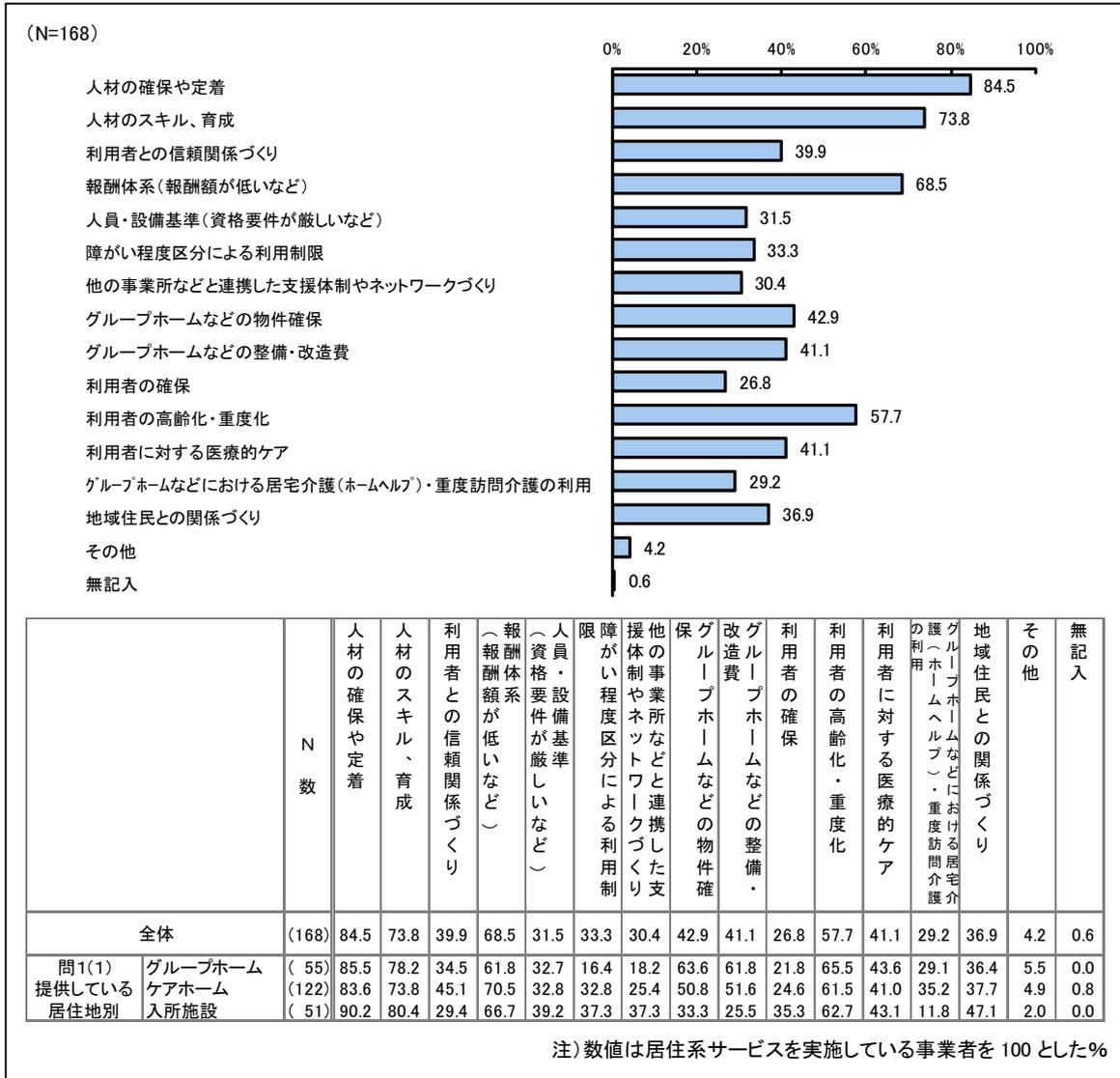
図表 問1(1) 提供している居住系サービス(MA)



② 居住系サービスの課題

「人材の確保や定着」(84.5%)が最も多く、次いで、「人材のスキル、育成」(73.8%)、「報酬体系」(68.5%)が多い。

図表 問1(2) 居住系サービスの課題(MA)



### ③ 居住系サービスに関する意見

居住系サービスについての課題を聞いたところ、様々な意見が寄せられたが、紙面の都合上、主な意見を要約して掲載。

図表 問1(3) 居住系サービスに関する意見

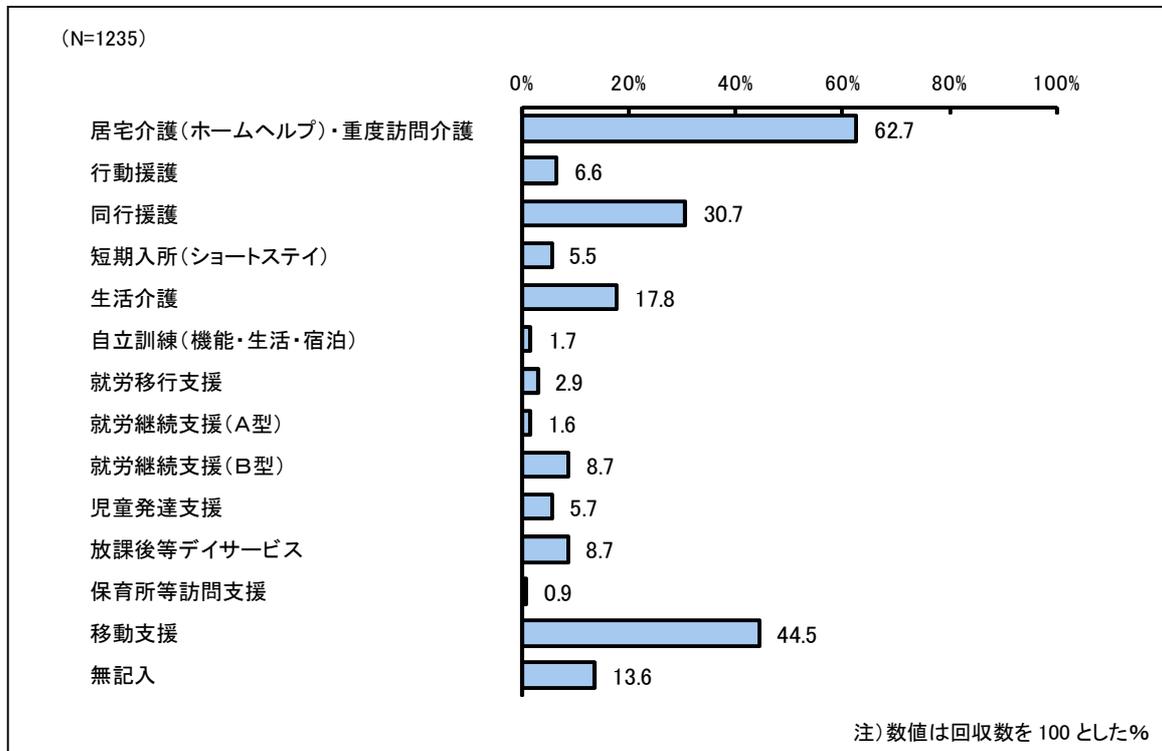
- ・ 人材の育成また確保が最大の課題。生活の場、居宅支援のため支援の時間が長く必ず夜間対応として宿直を置かなければならないが、報酬体系が低いと常勤職員の配置が難しくどうしても多くの時間でパートに頼らざるを得ない状況です。入れ替わりが多くスキル面で不安のあるパートの育成は容易ではなく、それが利用者への支援低下につながっていることもあります。さらにパートでは重度に対応できない。
- ・ 人材確保は報酬体系と関連して、共同生活介護事業のかかえる最大の課題。経営難から最低限の人材しか雇用できず、少ないスタッフに大きな負担がかかり、離職率の高さにつながっていると感じる。
- ・ 現状の報酬体系内で、安定した人員体制を保つのは厳しく、兼務や多数のパートによって、何とか運営できている状況。今後も外部(ホームヘルプ)の支援がオフィシャルで使えるように法整備を望む。
- ・ 施設入所されている方の高齢化・重度化は年々進んでおり、通院や入院も多くなっている。施設内での医療的ケアも必要となってくるが、看護師を常駐させる体制は困難である。
- ・ ケアホームとして開設する場合、「建物の基準・対震等の厳しさ」と「防火対象物使用届の際の消防署の認可のハードルの高さ」の2点がカベとなっている。
- ・ 消防法の6項の規定がとても厳しく、また 現場の実態にそぐわないように感じている。今後、ホームを拡充していくにあたり、大きな障壁になると思われる。
- ・ 消防法改正により、スプリンクラー設置が義務付けられました。賃貸物件なので家主の許可をとるのが難しそう。
- ・ 総合支援法から介護保険法への移行の問題で65歳を基準に法律の違いから障がい区分や介護区分の考え方が余りにもかけ離れている。そのためケアホーム・グループホーム入居中の方が介護保険法下の施設を探すのは、余りにも困難である。
- ・ 利用者の方の総合支援法の適用から介護保険へのスムーズな移行がやりにくい。満65才になった時から、役所の窓口がかわって利用者にくら説明してもらいにくい。

## (2) 訪問系サービス・短期入所・日中活動系サービス実施事業者について

### ① 提供している訪問系・短期入所・日中活動系サービス

「居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護」(62.7%)が最も多く、次いで、「移動支援」(44.5%)、「同行援護」(30.7%)が多い。

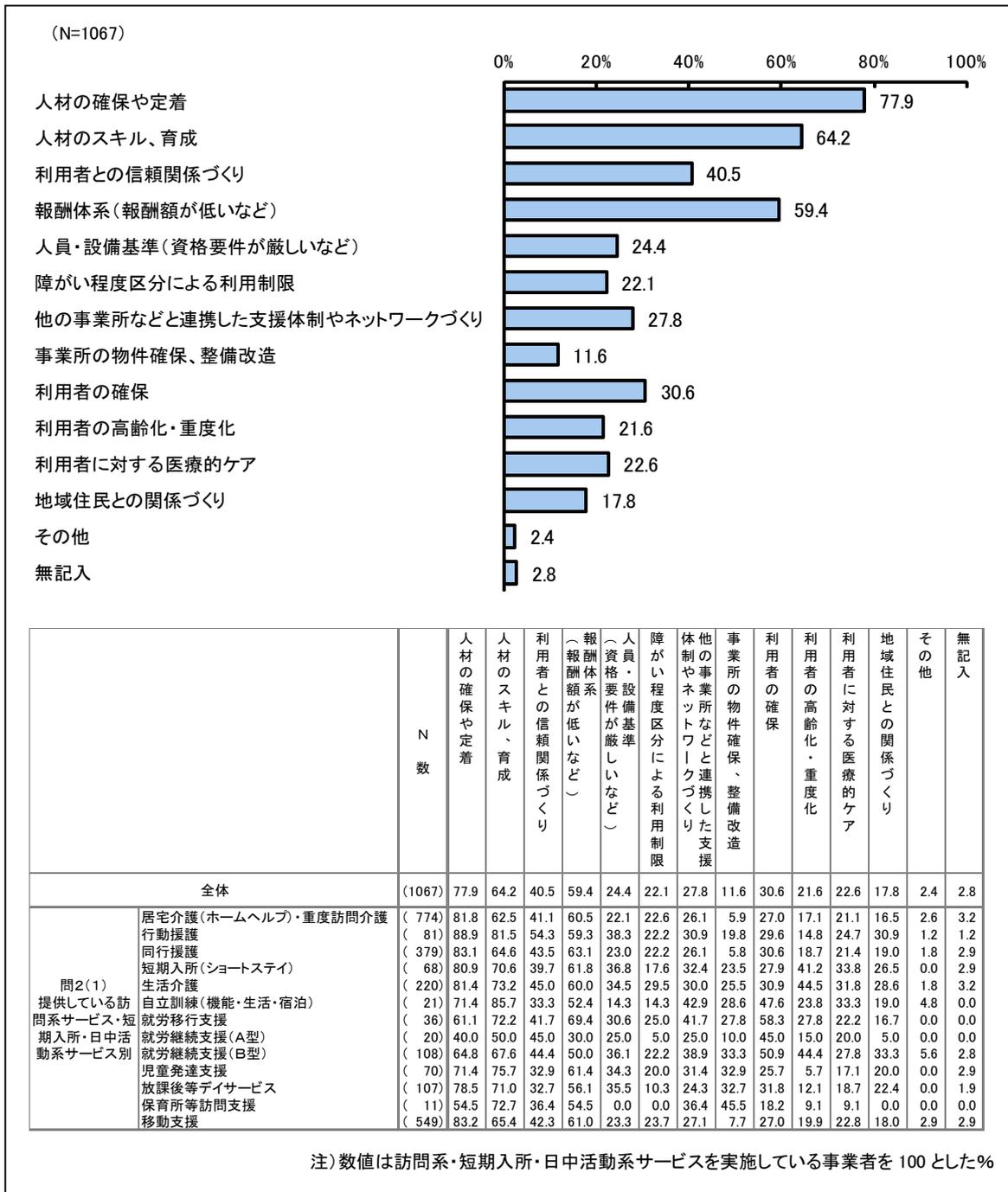
図表 問 2(1) 提供している訪問系・短期入所・日中活動系サービス(MA)



② 訪問系・短期入所・日中活動系サービスの課題

「人材の確保や定着」(77.9%)、「人材のスキル、育成」(64.2%)といった人材に関する課題が、上位となっている。

図表 問2(2)訪問系・短期入所・日中活動系サービスの課題(MA)



### ③ 訪問系・短期入所・日中活動系サービスに関する意見

訪問系・短期入所・日中活動系サービスについての課題を聞いたところ、様々な意見が寄せられたが、紙面の都合上、主な意見を要約して掲載。

図表 問2(3) 訪問系・短期入所・日中活動系サービスに関する意見

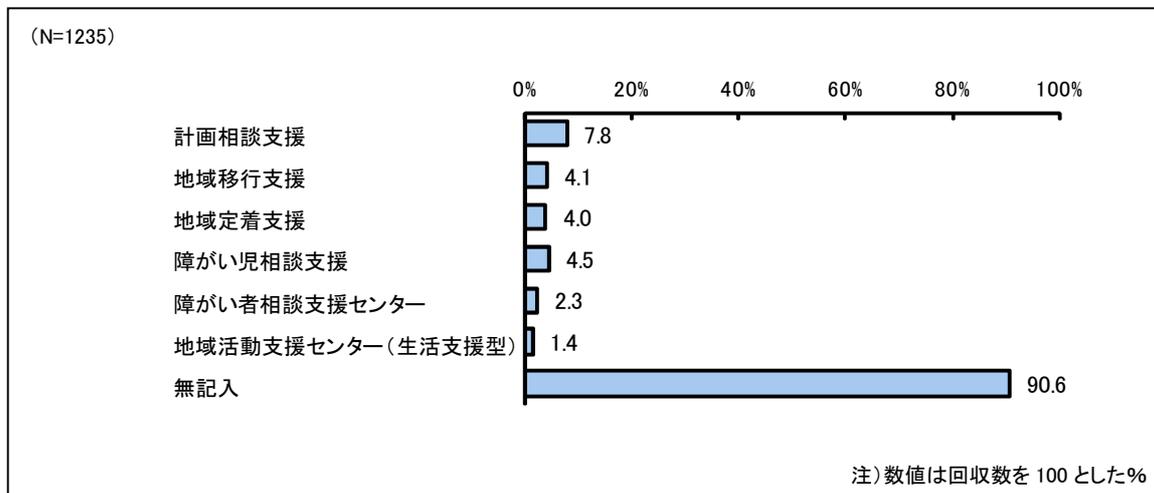
- ・人材を確保したくても確保できない。どんどん追加で募集広告費がかかっていく。その分、現在勤務する職員を厚遇できない。退職していく。延々この繰り返し。
- ・人材の確保やスキルアップを事業所が求める際に、雇用条件や、賃金の問題が浮上している。専門職としての見合う給料系体になかなかできないことが、介護職員のレベルダウンにつながっていると思う。
- ・人材のスキル向上のために、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく制度で働いている人材対象の研修を実施してほしい。
- ・障がい者の方は特定のヘルパーを望まれる。
- ・利用者との意思疎通(コミュニケーション)の課題。障がい者の防災体制の強化の課題。親の意見が全面的に出てしまう。
- ・高齢化・重度化に対して、人員配置を厚くしたいが、報酬単価が低い為、無理な点がある。良質なサービスが提供出来ない。
- ・喀痰吸引についての要望が多いが、全て、断念せざるを得ない状況。特定の対象者のみにしか許可が得られないので、その都度研修をしないとイケない。時間・費用等複雑すぎる。家族さんでも対応出来る簡易な吸引ぐらいは即可能にしなければ、サービスに入れる事業所はなくなります。
- ・相談支援事業所のかかわりが、介護保険のケアマネージャー(居宅)に比べ知識やスキルに差が有るように感じる。それに伴い、訪問サイドの負担が大きくなるという現状です。
- ・65歳以上になった利用者が介護保険に移行するため、急に自己負担が増え、サービスの継続が困難になった
- ・依存傾向のある精神障がいのある方はヘルパーが介入すると何でもしてくれると家政婦扱いされる事が多い。
- ・障がい者ケアの専門性が、目立たない。高齢者ケアの兼務的空氣が強く、真に障がい者ケアのプロが存在しないのが問題と思います。

### (3) 相談支援系サービス実施事業者について

#### ① 提供している相談系サービス

「計画相談支援」(7.8%)が最も多い。

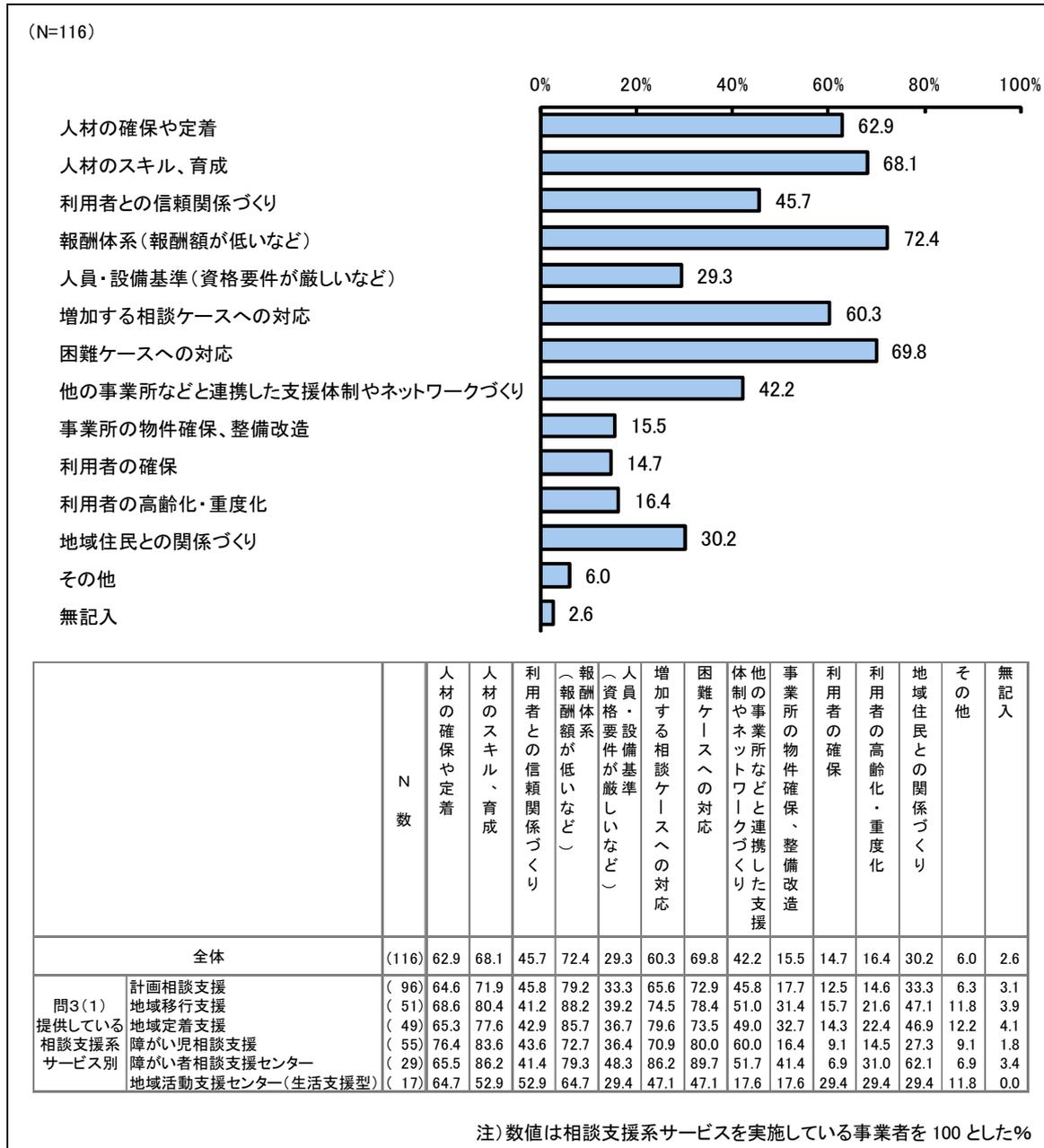
図表 問3(1) 提供している相談系サービス(MA)



② 相談系サービスの課題

「報酬体系」(72.4%)が最も多く、「他の事業所などと連携した支援体制やネットワークづくり」(69.8%)、「人材のスキル、育成」(68.1%)、「人材の確保や定着」(62.9%)、「増加する相談ケースへの対応」(60.3%)も6割を超えている。

図表 問3(2) 相談系サービスの課題(MA)



### ③ 相談系サービスに関する意見

相談系サービスについての課題を聞いたところ、様々な意見が寄せられたが、紙面の都合上、主な意見を要約して掲載。

図表 問3(3) 相談系サービス意見

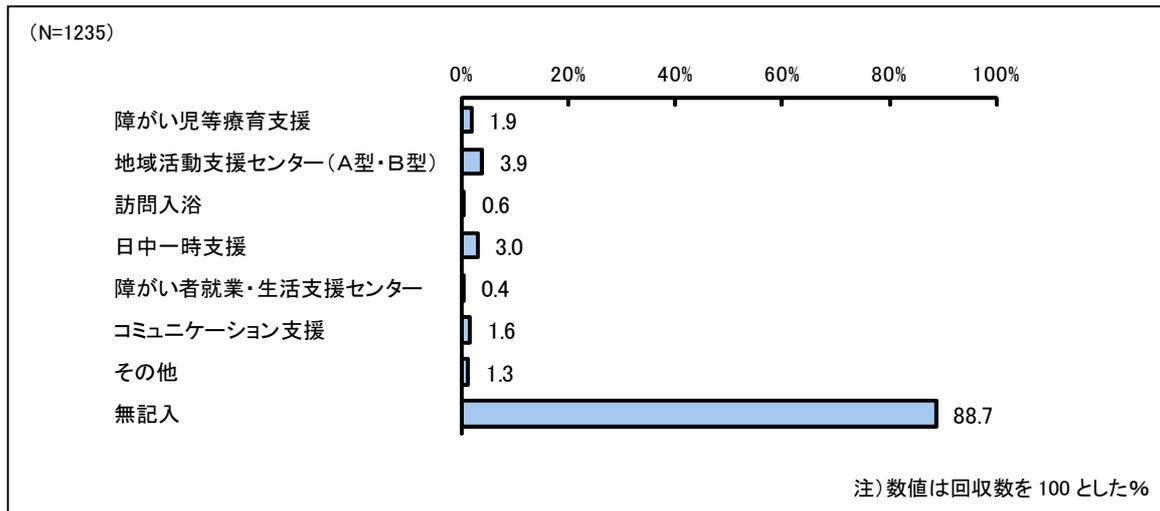
- ・ 人材の確保の問題も人材の育成の問題も、すべて報酬の低さに起因している。
- ・ そもそも支援体制やネットワーク作りは公的機関の役割ではないか。もし民間に担わせるのであれば、1事業所当たり複数の人件費確保、仕組みが出来高ではなく、せめて担当ケース数を基準にした定額報酬が必要。
- ・ 依頼があるケース数に対して、事業所の数が少なすぎる事と、相談支援専門員の数が少なすぎる為、十分な受け入れが出来ず、合理的でない。
- ・ 相談支援専門員の資格講習のひん度をもっと増やし、価格を下げるべき。
- ・ 報酬が請求できない部分での動きが多く(長時間、何度もの利用者からの電話対応、訪問、など)他の事業と一緒にしている所や、懸命に取りくむ相談支援専門員が孤立してしまいがちでもえつきる様に感じている。
- ・ 自立支援協議会などで、他の相談支援事業所との連携もあるが、区によって差があり、機能していない事も多い。
- ・ 指定特定相談事業所、指定一般相談事業所が増えない理由として、報酬額の低さが挙げられる。特に地域移行に関して、報酬額の低さと、体験宿泊で利用する施設などへは直接ではなく相談事業所を通して、間接的に支払われる事から、契約や会計処理などの事務が複雑で負担が強く感じられる。
- ・ 計画相談支援の給付費の仕組みで国の基準でモニタリング期間を設定しているが、実情としては、何らかでモニタリング期間を終了しても利用者を在宅で総合的に支援することが必要とされています。したがってこの件に関し、毎月のサービスが提供される事を前提に給付費の支給の仕組みを緩和していただきたい。
- ・ 相談支援専門員の資格。研修回数も受け入れ人数も少ないのに、依頼件数がどんどん増えて、対応しきれなくなっています。
- ・ 相談支援専門員の確保と、サービス利用案、計画の作成プロセス等について人員が確保できるまでの考慮がある。全ての人への計画作成は不可能で増えても質が落ちてしまう。
- ・ 相談支援業務の法整備の定着が短期であるため法律に追いついていないのが現状。

#### (4) その他のサービスについて

##### ① 提供しているその他サービス

「地域活動支援センター(A型・B型)」(3.9%)、「日中一時支援」(3.0%)などがある。

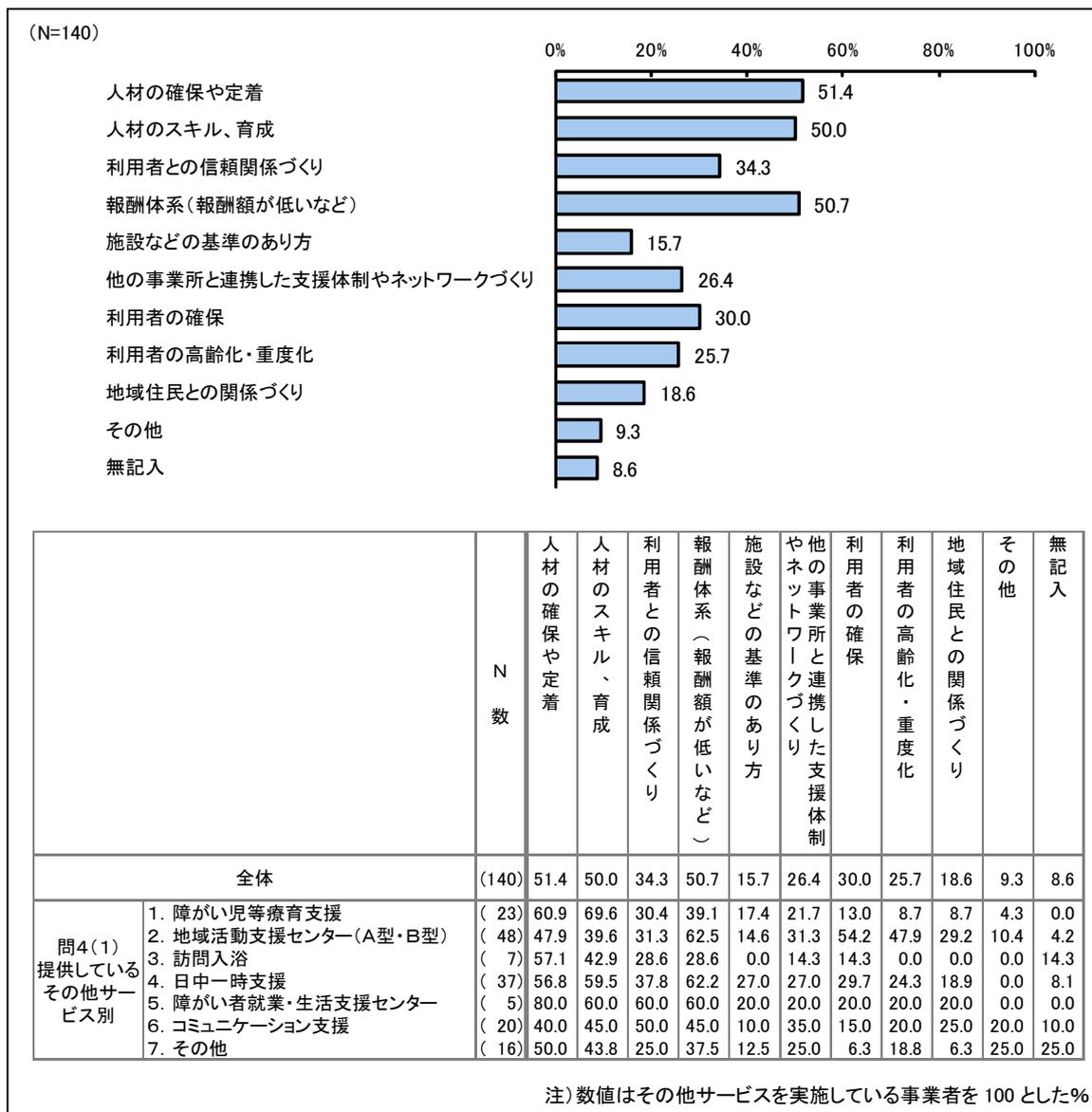
図表 問4(1) 提供しているその他サービス(MA)



## ② その他サービスの課題

「人材の確保や定着」(51.4%)、「報酬体系」(50.7%)、「人材のスキル、育成」(50.0%)といった課題が多くあがっている。

図表 問4(2) その他サービス課題(MA)



### ③ その他サービスに関する意見

その他サービスについての課題を聞いたところ、様々な意見が寄せられたが、紙面の都合上、主な意見を要約して掲載。

図表 問4(3) その他サービス意見

- ・ 福祉業界全般に賃金水準が低いその為、よい人材も確保・継続しづらい。
- ・ 大阪府下、市内各相談支援事業所との連携が体系化されていない。
- ・ 当事業所では送迎も行っており、送迎加算も受けているが、今の金額では駐車場代やガソリン代を考えると全く割に合わない。報酬も人件費のみ考えても、全く採算が取れずに事業運営は困難である。
- ・ 軽度の方も最重度の方も同じ料金体系で対応が難しい。
- ・ 小規模作業所から地域活動支援センター(A型)へと発展を願い移行させてきましたが、委託料が低いため新たな職員を雇うことが出来ず、通所希望の方にお断りをしているところ です。
- ・ 精神障がい者を対象としていますが、他者とのかかわりやコミュニケーションが不得手で、集団活動が苦手な人が多く、作業所に通う人が少ない。また利用していても、ちょっとしたトラブルで退所してしまう。生活保護を受けている人は作業や訓練に対して消極的で、楽しくないと来られないことが多い。精神障がい者は介護や介助の必要性が低いせいか、人数に対しての職員配置数が少ない。地域との交流や事務仕事、作業の段取り、行事の準備、生活支援、就労支援など職員の仕事は多いのに職員数が少ないため、残った仕事を自宅でしたり、プライベートな時間を使ってこなしている状態です。国の制度に移行しようにも人数の関係や就労継続支援B型や生活介護があてはまらない利用者が多く難しい。
- ・ 同じ区内でも他の障がい者関連事業所が何をしているのか、何箇所あるのかわからないので、区のホームページにでも区内の障がい者関係の事業所の内容がわかるようなページがあればいいと思う。
- ・ 就労支援B型やショートステイ・グループホームなど、展開していきたいのですが、建物などの賃料がかかりなかなか出来ません。大阪市の空き地が目立ちますが、特に福祉系の事業をするために貸すか売る、助成金などでもしてください。施設の方ですが、受入れる資源があまりありません。精神障がい者の社会的入院も受入れの所が、まだまだ不足していますので大阪市の土地など、有効につかわせていただきたいです。
- ・ 障がい児施設でショートステイと合わせて、日中一時支援の受入れであるため、本体施設の職員が不足している時などは、受入れが困難である。

## (5) 障がい者施設全般について

### ① 障がい者施策全般についての意見

障がい者施策全般についての課題を聞いたところ、様々な意見が寄せられたが、紙面の都合上、主な意見を要約して掲載。

図表 問5(1) 障がい者施策全般についての意見

- ・ 介護保険で窓口が別々なため来庁での変更届提出の際予約がとりづらい。予約窓口を一括するなど工夫し、改善してほしい。
- ・ 重度訪問介護の報酬の引き上げを考えて頂きたいです。時間数の足りない利用者が多い。
- ・ 地域活動支援センターを利用している方が何らかの理由で入院した場合、入院中にあたる利用者の援助をしやすくしてほしい。(独居の方や家族がいない方がいるので)
- ・ 新規事業所立ちあげの際のいろんな情報をまとめて確認したい。
- ・ 障がいの人の(特に精神障がい)理解と共に、支援者へのサポートがとても重要だと思います。支援者がかなり消耗したり、疲弊してしまう状況に対して、メンタル面でのサポート体制を確立する必要があるかと思います。
- ・ 新しい職員の加入など、入れ替わりもはげしい事から、各障がい分野の初歩的な研修を行っていただけの方が助かります。他の障がい分野について、余りに専門性の高い研修については、敷居が高く(特に新人には)参加しづらく感じます。
- ・ 高齢福祉に比べてコミュニケーション方法や対応が困難な割りに、報酬が低い為、指定は取っていても対応してくれる事業者がすくない。
- ・ 相談支援について、介護保険のケアマネは障がい福祉に疎い方が多く、障がい福祉の相談員は介護保険に疎い事が多い。
- ・ 知的障がい者の65歳以上の方でグループホームが望ましいと思われる方いけるところがない。障がいのグループホームは65才未満、介護のグループホームは認知症対応型しかない。
- ・ 身体的に支援が必要である場合、精神的に支援が必要である場合との利用者様の格差が明確なほうがよい。ヘルパーも支援以上の要求をされる場合が有ります。セクハラに近いものをどこで線引きをするのが困難である時もあります。

## ② 事業所運営のための研修についての意見

事業所運営のための研修についての課題を聞いたところ、様々な意見が寄せられたが、紙面の都合上、主な意見を要約して掲載。

図表 問5(2) 事業所運営のための研修について意見

- ・ サービスの間を調整し研修への参加の時間を作るので、地域等近くでの研修を実施希望。
- ・ 人権のことや、防災のことなど定期的に有料制でもいいから研修してほしいです。外部研修にも行っていますが、ピントがあわないとき、時間帯がサービス提供時間中のときが多いのでキャンセルするときもあります。現場のスタッフが参加できる時間に定期的に市の方でもしてほしい。事業所まかせのスキルや運営能力アップは苦しい。
- ・ 発達障がい、ALS(筋委縮性側索硬化症)、うつ、統合失調症等について研修してほしい。
- ・ 研修案内等で積極的に参加してもらおうようにしているが、当事業所は小規模なので、職員減の時のサービスの提供に苦慮している。
- ・ いろいろな研修が、受けやすいように時間帯や曜日の設定を変えてみる。(日曜や夜間)研修内容もアンケート等で聞き、皆が受けたいと思われるようなものとする。
- ・ 段階的な研修をクールごとに行って欲しい。
- ・ 定期的な研修を、働く人の参加しやすい日時に決定していただいたり、何日か時間帯を変えたり曜日を変えたり開催していただければ良いと思います。メンタル面での支援をするような研修の定期的な開催も必要かと思います。